

II

民事訴訟事件の概況等

1 民事第一審訴訟事件等の概況

第1回報告書では、主として事件票^{*1}のデータに基づき、第1回調査期間に終局した地方裁判所における民事第一審訴訟事件等^{*2}について、審理期間の実情の分析を行った。その結果、審理期間が長い事件は主として期日回数が多くなっていることが明らかとなつたが、その時点では、争点整理、人証調べ等の手続段階ごとの期間に関するデータ、医事関係訴訟や建築関係訴訟に関して審理期間に影響を及ぼす鑑定、付調停に関するデータ等は統計上把握できないなど、更に詳しい分析を行うことは困難な状況であった。そこで、平成18年1月1日以降、これらの事項について事件票のデータ項目を追加し、第2回報告書では、第2回調査期間に終局した地方裁判所の民事第一審訴訟事件等について、新たに追加した項目の統計データにより明らかとなつた点を中心に、その実情を分析した。

本報告書では、第2回報告書で分析したデータ項目について、本件調査期間に終局した民事第一審訴訟事件等に係るデータの分析を行い^{*3}、最新の民事第一審訴訟事件等の概況を明らかにするとともに、第1回及び第2回調査期間における調査結果とも適宜対比して民事第一審訴訟事件等の経年的な変化ないし傾向をみることとする。なお、近時増加している貸金業者に対する過払金返還請求訴訟（以下「過払金返還請求訴訟」という。）による統計データへの影響についても検討し、その影響を除去した統計データのおおまかな傾向についても分析する。

*1 事件票については、第1回報告書11頁参照。

*2 第一審の民事訴訟事件には、通常訴訟事件、人事訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、少額訴訟事件があるが、ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。

*3 民事第一審訴訟事件全体の概況のほか、いわゆる専門訴訟のうち、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟の概況を分析する。また、第一審の行政訴訟のうち地方裁判所に提起されるもの（本報告書では、「行政事件訴訟」という。）及び人事訴訟のうち家庭裁判所に提起されるものの概況も分析する。

1. 1 民事第一審訴訟事件等の概況

本件調査期間における民事第一審訴訟事件の既済事件数は19万2246件であり、その平均審理期間は6.5月である。そのうち71.7%の事件は受理から6月以内に終局しており、2年以上の審理期間を要した事件は、全体の3.6%（6848件）である。また、判決で終局した事件の割合は32.3%，和解で終局した事件の割合は28.6%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は30.4%である。

審理の状況につき、平均期日回数は3.4回、平均期日間隔は1.9月である。また、争点整理実施率は30.2%，人証調べ実施率は12.3%であり、人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.7月である。平均人証数は0.3人であり、人証調べを実施した事件の平均人証数は2.8人である。なお、上訴率は14.7%，上訴事件割合は4.8%である。

平均審理期間は短縮化傾向にある（第2回調査期間における平均審理期間は7.8月）が、これは、近年増加している貸金業者に対する過払金返還請求訴訟の影響によるものと考えられる。この貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による影響をおおまかに除去したデータによれば、平均審理期間は8.1月、判決で終局した事件の割合は48.4%，和解で終局した事件の割合は35.6%，当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は39.8%である。また、平均期日回数は4.5回、平均期日間隔は1.8月、争点整理実施率は37.6%，人証調べ実施率は19.5%である。

1. 1. 1 平均審理期間と事件数について

○ 平均審理期間

【表1】によれば、本件調査期間における民事第一審訴訟事件の既済件数は19万2246件であり、平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は6.5月である。第1回調査期間における既済事件の平均審理期間は8.2月、第2回調査期間における既済事件の平均審理期間は7.8月であり（第1回報告書19頁【表3】、第2回報告書16頁【表1】参照）、依然として平均審理期間の短縮化傾向がみられる。

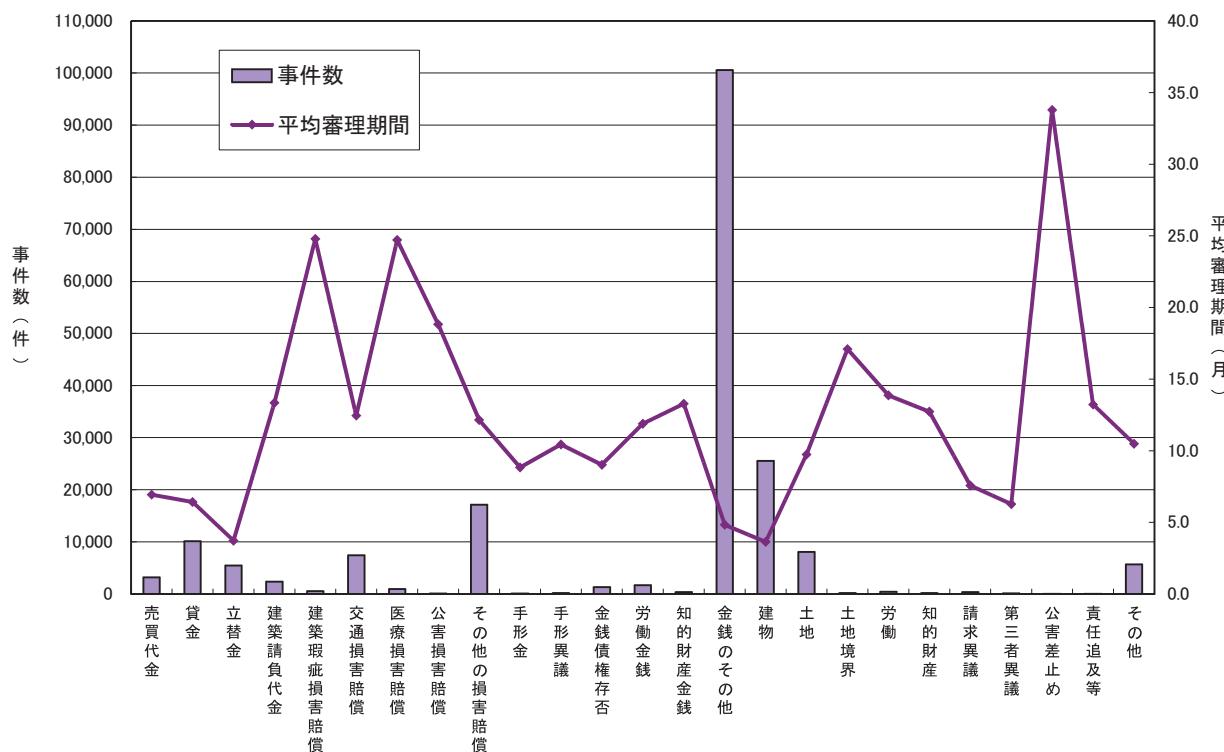
【表1】民事第一審訴訟事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件数	192,246
平均審理期間(月)	6.5

【図2】は、事件類型別の事件の数及び平均審理期間を示したものである。事件の数は、「金銭のその他」（10万0545件）、「建物」（2万5530件）、「その他の損害賠償」（1万7123件）の順に多い^{*4}。これは、第1回調査期間及び第2回調査期間でも同様の傾向であるが（第1回報告書23頁【図14】、第2回報告書17頁【図2】参照）、特に「金銭のその他」については、第2回調査期間の数値の倍以上となっており、事件数の増加が著しい。これは、後記1.1.2において述べるとおり、過払金返還請求訴訟の急増が原因であると推測さ

*4 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。また、「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

【図2】事件類型別の事件数及び平均審理期間



※ 人事を目的とする訴えについては、脚注5のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成20年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、グラフには載せていない。

事件の種類	事件数	平均審理期間(月)
総 数	192,246	6.5
金 銭	192,246	6.5
売買代金	3,198	6.9
賃金	10,127	6.4
立替金	5,437	3.7
建築請負代金	2,352	13.3
建築瑕疵損害賠償	583	24.8
交通損害賠償	7,435	12.4
医療損害賠償	955	24.7
公害損害賠償	84	18.8
その他の損害賠償	17,123	12.1
手形金	92	8.8
手形異議	210	10.4
金銭債権存否	1,333	9.0
労働金銭	1,703	11.9
知的財産金銭	390	13.3
金銭のその他	100,545	4.8

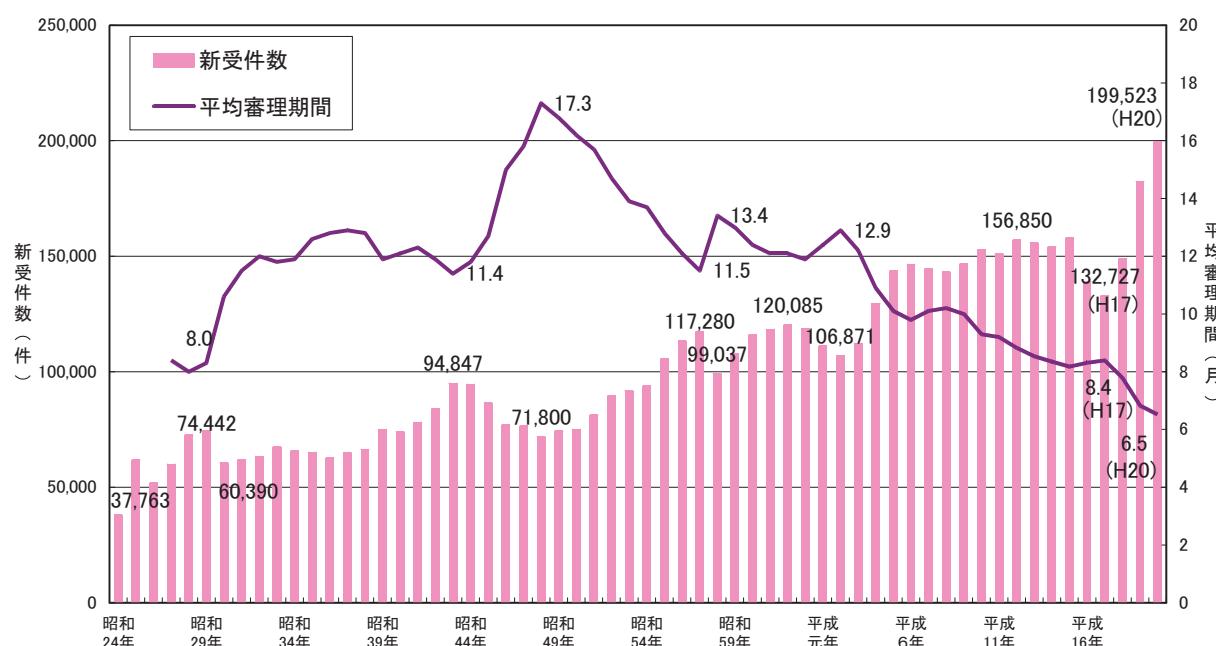
事件の種類	事件数	平均審理期間(月)
建物	25,530	3.6
土地	8,056	9.7
土地境界	194	17.1
労働	428	13.9
知的財産	169	12.7
請求異議	376	7.6
第三者異議	157	6.3
公害差止め	28	33.8
責任追及等	46	13.2
人		
離婚	13	47.9
離縁	-	-
認知	-	-
親子関係	-	-
人事のその他	-	-
その他	5,682	10.5

II 民事訴訟事件の概況等

れる。平均審理期間は、人事訴訟を除くと^{*5}、長い順に、「公害差止め」(33.8月)、「建築瑕疵損害賠償」(24.8月)、「医療損害賠償」(24.7月)となっている。これらの事件類型の審理期間が長いのは、これまでの各調査期間においても同様の傾向である(第1回調査期間、第2回調査期間とともに、平均審理期間は、長い順に、「公害差止め」、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」であった。第1回報告書23頁【図14】、第2回報告書17頁【図2】参照)。

【図3】は、民事第一審訴訟事件の新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものであるが、これによれば、新受件数は、ここ十数年高水準を維持しており、特に平成18年以降は顕著な増加を示している。これは、後記1.1.2において述べるとおり、過払金返還請求訴訟の急増が主要な要因であると考えられる。平均審理期間は、平成3年以降、おおむね短縮化傾向が続いているが、特に平成18年以降はその傾向が顕著であるが、この点についても、過払金返還請求訴訟の影響が考えられる。

【図3】新受件数と平均審理期間の推移



*5 平成16年4月1日以降提起された人事訴訟(人事を目的とする訴え)は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以後に提起されたそれに関する反訴事件等のみを引き続き審理している。したがって、【図2】の表の中の「離婚」「離縁」「認知」「親子関係」「人事のその他」の類型の訴訟は、基本的に、平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成20年中に既済となった事件の件数及び平均審理期間が計上されている(最高裁判所の統計システム上、地方裁判所の事件票データと家庭裁判所の事件票データを統一して集計することができないため、平成20年に関しては、地方裁判所の事件票には基本的に審理期間が3年9月以上の既済事件のデータが、家庭裁判所の事件票には審理期間が4年9月以下の既済事件のデータが、それぞれ計上されていることになる。)。【図5】及び【図33】も同様である。

○ 審理期間別の事件数等

【表4】は、審理期間別の事件の数及び割合を示したものであるが、これによれば、事件全体の71.7%（13万7758件）は、受理から6月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の3.6%（6848件）にとどまっている。第1回調査期間の既済事件では、受理から6月以内に終局した事件の割合は60.3%，審理期間が2年を超える事件の割合は6.0%。第2回調査期間の既済事件では、受理から6月以内に終局した事件の割合は63.9%，審理期間が2年を超える事件の割合は5.5%（7931件）であり（第1回報告書21頁【表10】、第2回報告書18頁【表4】参照）、受理から6月以内に終局した事件の割合が増加し、審理期間が2年を超える事件の割合は減少する傾向がみられる。実数をみると、既済件数全体は第2回調査期間では14万3321件であったから（第2回報告書16頁【表1】参照）、本件調査期間の既済件数は、全体では約4万9000件増加しているが、他方、審理期間が2年を超える事件の数は第2回調査期間の数値より1000件以上減少している。なお、受理から6月以内に終局した事件の増加については、過払金返還請求訴訟の影響が考えられる。

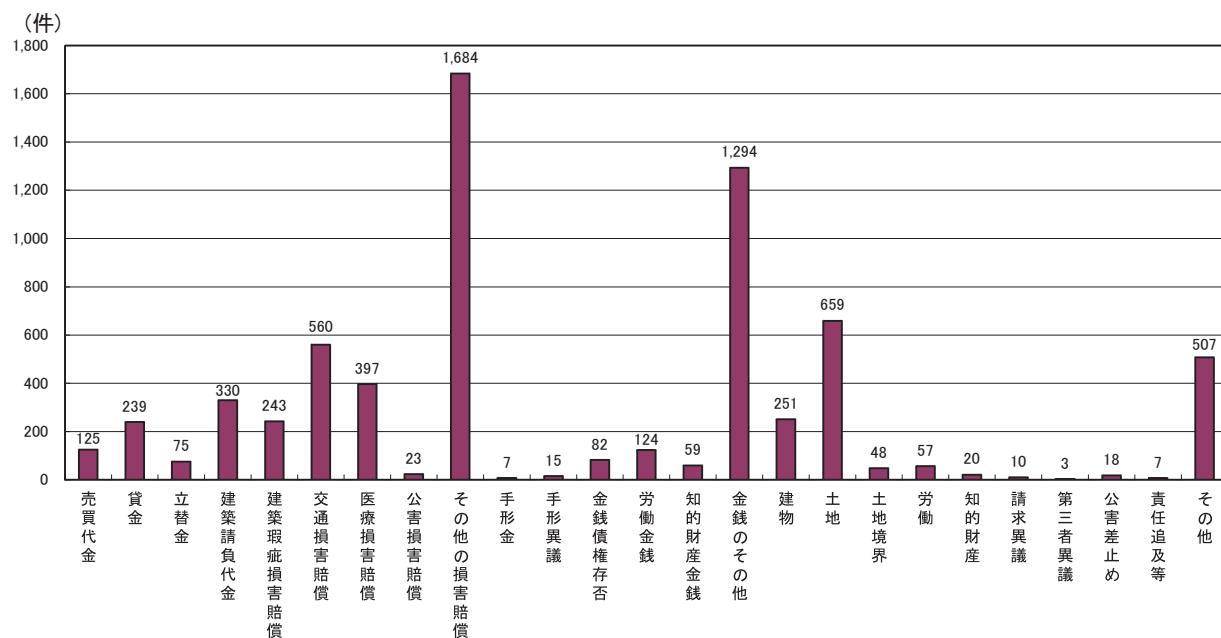
【図5】は、事件類型別に審理期間が2年を超える事件の数を示したものである。審理期間が2年を超える事件全体の中に占める割合が際立って多いのは、「その他の損害賠償」（24.6%）及び「金銭のその他」（18.9%）の2類型であり、これらの合計は、全体の43.5%を占めている。前記のとおり平均審理期間の長い「公害差止め」、「建築瑕疵損害賠償」及び「医療損害賠償」は、それぞれの類型の中で2年を超える事件の割合が高いが、審理期間が2年を超える民事第一審訴訟事件全体の中に占める割合は、上記の2類型の事件に比べると高いとはいえない。これらの傾向は、第2回調査期間の際にみられた傾向とおおむね変わらない。

【表4】 審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟事件
事件数	192,246
平均審理期間(月)	6.5
6月以内	137,758 71.7%
6月超1年以内	27,684 14.4%
1年超2年以内	19,956 10.4%
2年超3年以内	4,774 2.5%
3年超5年以内	1,778 0.9%
5年を超える	296 0.2%

II 民事訴訟事件の概況等

【図5】事件類型別の審理期間2年超の事件数

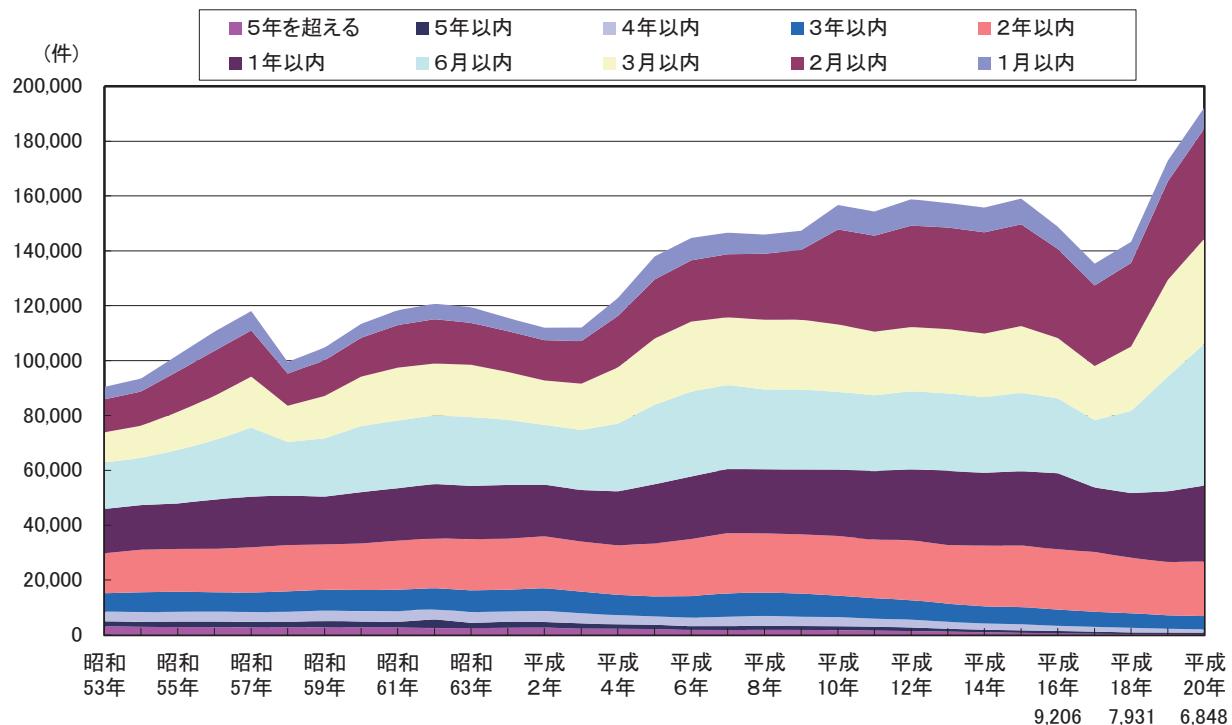


※ 人事を目的とする訴えについては、脚注5のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成20年中に既済となつた事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、グラフには載せていない。

事件の種類	事件数	全事件数に対する割合	審理期間が2年を超える事件数	2年超全事件に対する2年超の各事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合
総 数	192,246	100.0%	6,848	100.0%	3.6%
金 銭	17,123	8.9%	1,684	24.6%	9.8%
建 物	25,530	13.3%	251	3.7%	1.0%
土 地	8,056	4.2%	659	9.6%	8.2%
土地境界	194	0.1%	48	0.7%	24.7%
労 働	428	0.2%	57	0.8%	13.3%
知的財産	169	0.1%	20	0.3%	11.8%
請求異議	376	0.2%	10	0.1%	2.7%
第三者異議	157	0.1%	3	0.04%	1.9%
公害差止め	28	0.01%	18	0.3%	64.3%
責任追及等	46	0.02%	7	0.1%	15.2%
人 事	13	0.01%	11	0.2%	84.6%
離 婚	-	-	-	-	-
離 縁	-	-	-	-	-
認 知	-	-	-	-	-
親子関係	-	-	-	-	-
人事のその他	-	-	-	-	-
その他	5,682	3.0%	507	7.4%	8.9%

【図6】は、民事第一審訴訟事件の審理期間別の既済事件の数の経年推移を示したものであるが、審理期間が2年を超える事件の数は、一貫して減少傾向にあることは、第2回調査期間以降も変わっていない（平成16年は9206件、平成17年は8419件、平成18年は7931件、平成19年は7106件、平成20年は6848件）。

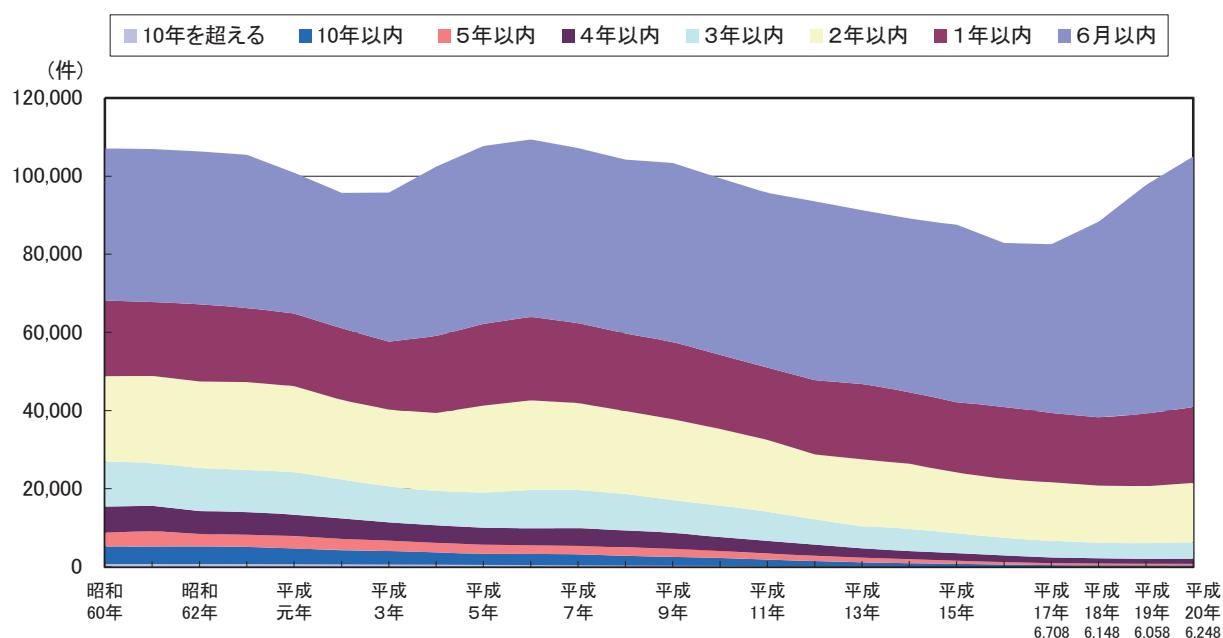
【図6】既済事件の審理期間別事件数の推移



※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

また、【図7】は、各年12月末時点における未済事件の係属期間別の事件の数の経年推移を示したものであるが、係属期間が2年を超える事件の数は、平成19年までは一貫して減少傾向にあったが、平成20年は増加している（平成17年は6708件、平成18年は6148件、平成19年は6058件、平成20年は6248件）。

【図7】未済事件の係属期間別事件数の推移



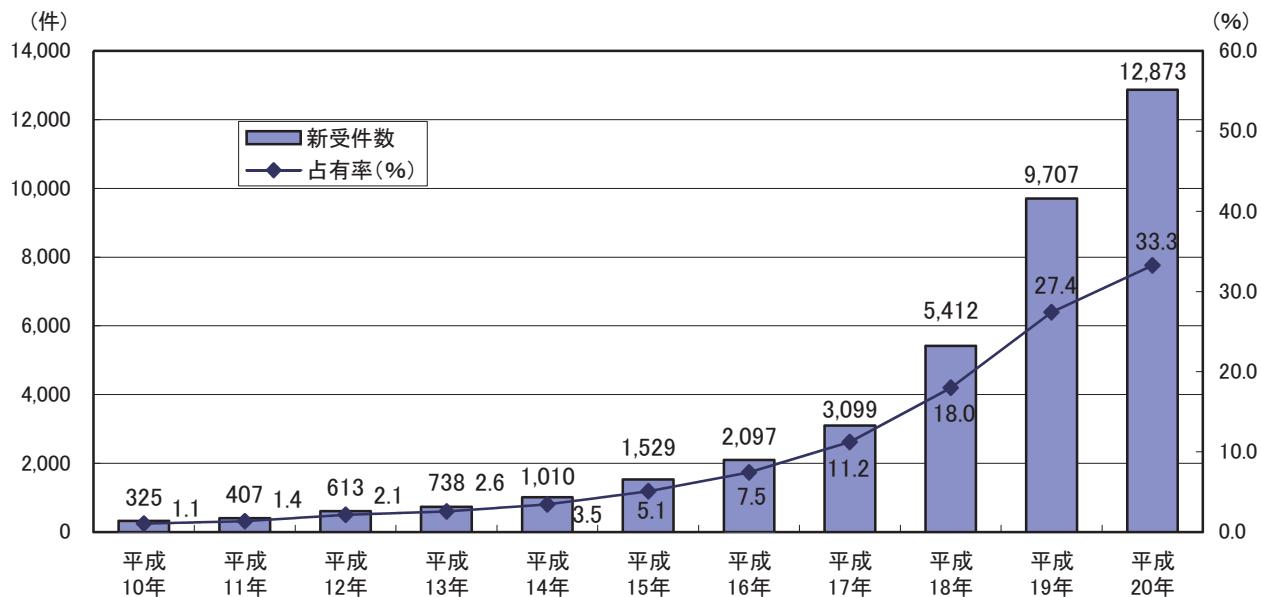
※ 年度の下の数値は係属期間が2年を超える事件の数である。

1. 1. 2 貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法

(1) 貸金業者に対する過払金返還請求訴訟について

近時、貸金業者に対して、利息制限法の制限利率を超えた利率による利息を支払ったことを理由として、過払金（不当利得）の返還を求める訴訟（過払金返還請求訴訟）が増加しているといわれており、弁護士ヒアリングや裁判官ヒアリングでもその旨が指摘されている。この点、事件票においては過払金返還請求訴訟を独立の事件類型として扱っていないため、過払金返還請求訴訟そのものの事件数を示す統計データは存在しない。しかしながら、過払金返還請求訴訟には「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」という事件名が付されることが通常であることから、東京地裁本庁が収集した、これらの事件を含む不当利得返還請求訴訟の統計データ^{*6}をみると、新受件数が急増しており、特に平成17年以降は、前年比130～170%の割合で増加している（【図8】）。また、不当利得返還請求事件の占有率、すなわち東京地裁本庁の民事通常事件（（ワ）号事件）のうち不当利得返還請求事件が占める割合も、平成17年以降、前年比120～160%の割合で増加しており、平成20年には33.3%に至っている（【図8】）。もとより、不当利得返還請求事件のすべてが過払金返還請求訴訟であるとは限らないが、平成10年当時には300件程度（占有率が1.1%）しかなかった種類の事件が上記のように急増しているのは、過払金返還請求訴訟の影響以外に考え難いところである。

【図8】 不当利得返還請求訴訟の新受件数及び占有率（東京地裁本庁）



※ 東京地裁において、「不当利得返還請求事件」、「過払金返還請求事件」等、不当利得返還請求を内容とする事件名が付された事件を集計したデータであり、概数である。

※ 占有率とは、東京地裁本庁の民事通常事件（（ワ）号事件）のうち、不当利得返還請求事件が占める割合を指す。

*6 この統計データは、「不当利得返還請求事件」、「過払金返還請求事件」等、不当利得返還請求を内容とする事件名が付された事件を集計したものである。

そして、過払金返還請求訴訟では、これまでのところ、訴え提起後の早い段階において、当事者間で訴訟外の和解が成立して訴え自体は取下げになったり、裁判所の積極的調整を要せずに訴訟上の和解が成立したりすることが多いなど、審理期間の短い事件が多く、また、人証調べを行う事件も少ないなど、他の民事通常事件とは異なる特徴があるといわれている。

もっとも、貸金業者が利息制限法の制限利率を超えた利率で金銭を貸し付ける背景の一つとしては、貸金業法上、このような超過利率による利息であっても、一定の要件の下、借主が任意に返済すれば、有効な利息の弁済とみなされる点が挙げられる（「みなし弁済」と呼ばれる。同法43条）ところ、同法の改正により、平成22年6月18日までには、このようなみなし弁済の規定が廃止される。貸金業者の中には、既に利率を利息制限法の制限内に引き下げる動きがあるようであり、今後、貸金業者が利息制限法の制限利率を超えた利率で貸付けを行うことは更に減少していくことになるものと考えられる。

(2) 貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法

このように、近時急増している過払金返還請求訴訟は、訴え提起後、早期に当事者間で訴訟外の和解が成立し、訴訟自体は取下げになるなど審理期間の短い事件が多く、人証調べを行う事件も少ないなどの特徴があるため、民事第一審訴訟事件の平均審理期間や平均人証数等の統計データに大きな影響を及ぼしていると考えられる。しかし、過払金返還請求訴訟の増加は、中長期的にみれば一過性のものであると考えられ、同訴訟の影響を受けた統計データが、必ずしも常に民事第一審訴訟事件の一般的な傾向を反映しているとはい難い。例えば民事第一審訴訟事件と特定の事件類型との平均審理期間を比較する場合等には、過払金返還請求訴訟が正当な比較を妨げる特殊要因となることもあると考えられる。そこで、過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法を検討する必要があるが、前記のとおり、事件票においては、過払金返還請求訴訟という事件類型を設けていないため、これを把握することはできない。他方、多くの過払金返還請求訴訟には「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」という事件名が付されているという実情がある。そこで、次善の策として、過払金返還請求訴訟の影響を取り除く方法としては、「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」が含まれる一定の事件類型（以下『「金銭のその他」等』という。）^{*7}を、民事第一審訴訟事件から除外することが考えられる。

ところで、「金銭のその他」等には、当然、過払金返還請求訴訟以外の事件（【図9】の黄色の部分）も含まれるところ（以下、「金銭のその他」等に含まれる事件のうち過払金返還請求訴訟を除いたものを「過払金以外の事件」という。）、仮に、過払金以外の事件が「金銭のその他」等以外の事件（【図9】の水色及び緑色の部分）と異なる際だった特徴を有している場合には、民事第一審訴訟事件から「金銭のその他」等を除外すると、統計データから過払金返還請求訴訟の影響を取り除くのにとどまらず、別の意味で統計データをゆがめてしまう可能性がある。しかし、過払金以外の事件の傾向が、「金銭のその他」等以外の部分（【図9】の水色及び緑色の部分）の傾向と同じであれば、民事第一審訴訟事件から「金銭のその他」等を除外した統計データをみるとことによって、本来の民事第一審訴訟事件全体の傾向・特徴をおおむね正しく把握できることになる。

*7 「金銭のその他」とは、前掲注4のとおりである。平成16年4月までは、事件票の事件分類上、「金銭のその他」に、建築請負代金、労働に関する訴え（金銭）及び知的財産権に関する訴え（金銭）も含まれていたが、同月以降は、これらの事件類型は独立の項目として統計データが取られるようになり、「金銭のその他」に含まれないことになった。データを経年で比較する場合を考えると、ここで除外する事件類型は同一である方が望ましいので、建築請負代金、労働に関する訴え（金銭）及び知的財産権に関する訴え（金銭）も民事第一審訴訟事件から除外することとし、このようにして除外される事件類型をあわせて「金銭のその他」等と呼ぶことにする。したがって、「金銭のその他」等とは、平成16年4月までは「金銭のその他」をいい、同月以降は「金銭のその他」「建築請負代金」「労働に関する訴え（金銭）」及び「知的財産権に関する訴え（金銭）」をいう。

この点、東京地裁本庁における不当利得返還請求事件をみると、平成17年から事件数が前年比で1000件以上増え、増加率も大きいことから（前掲【図8】参照）、過払金返還請求訴訟が顕著に急増したのは平成17年以降であり、平成16年以前は過払金返還請求訴訟が比較的少なかつた（すなわち、【図9】のピンク色の部分が小さかつた）と考えられるので、同年以前の「金銭のその他」の統計データは、おおむね過払金以外の事件の統計データを反映しているものといってよいと思われる。そこで、

平成16年以前の民事第一審訴訟事件の統計データと、そこから「金銭のその他」等を除外した統計データがおおむね同じ傾向を示していれば、民事第一審訴訟事件から「金銭のその他」等を除外した統計データは、本来の民事第一審訴訟事件全体の傾向をおおむね正しく示しており、これが大きくゆがんでいることはないと考えられる。

そこで、基本的な統計データであり、また、過払金返還請求訴訟による統計データへの影響が大きいと思われる平均審理期間、審理期間別事件割合のうち審理期間が6月以内の事件割合、終局事由別事件割合、人証数別事件割合のうち人証数が0人の事件割合及び平均人証数についてみると、後掲【図10】、【図12】、【図14】ないし【図16】、【図23】、【図25】のとおり、いずれも、平成16年ころまでは、若干の差はあるものの、民事第一審訴訟事件の統計データと、そこから「金銭のその他」等を除外した統計データは、おおむね同じ傾向を示していたことが分かる。

したがって、民事第一審訴訟事件と過払金以外の事件とは、統計データ上、おおむね同じ傾向であるといえるので、民事第一審訴訟事件から「金銭のその他」等を除外した統計データは、過払金返還請求訴訟による影響を除去した民事第一審訴訟事件のおおまかな傾向を示しているものと考えられる。

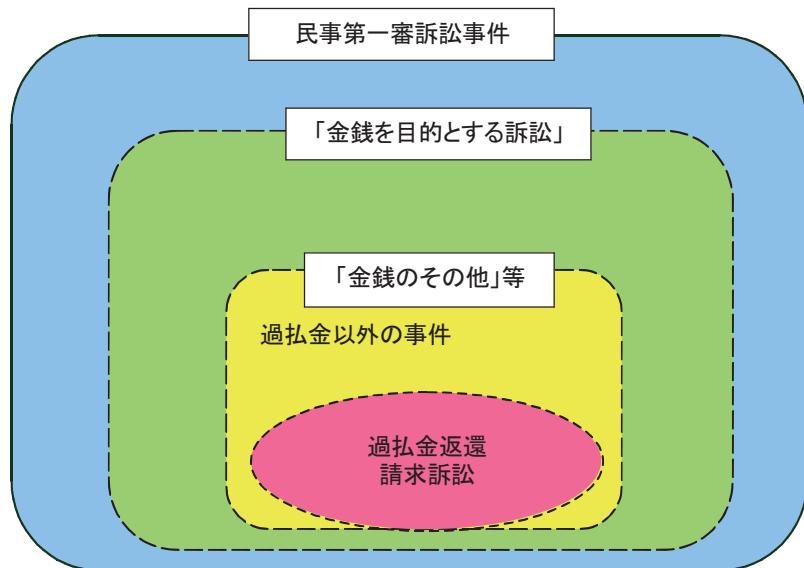
そこで、今後の検証においては、必要に応じて、この「金銭のその他」等を除外した統計データを利用することとする（なお、従来から使用していた「民事第一審訴訟事件」と区別するため、民事第一審訴訟から「金銭のその他」等を除外した統計データを「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という。また、これとの対比のため、「民事第一審訴訟事件」については、「民事第一審訴訟（全体）」ということがある。）。

1. 1. 3 民事第一審訴訟事件の概況（過払金返還請求訴訟の影響を除去した統計データを含む）

○ 平均審理期間

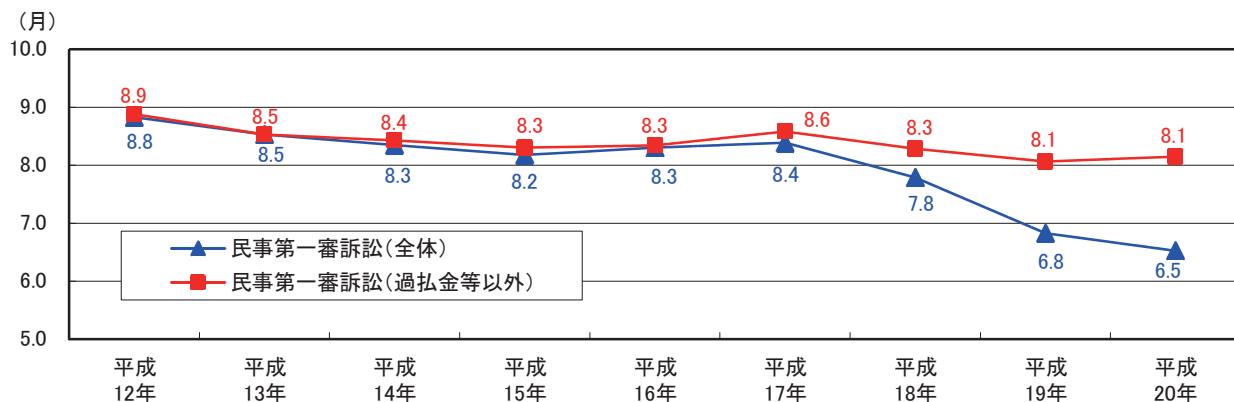
【図10】によれば、平成20年の民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間は6.5月であるのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間は8.1月である。また、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均

【図9】「金銭のその他」等と過払金返還請求訴訟



審理期間は、平成15年以降、やや短くなっているものの、ほぼ横ばいの傾向であるのに対し、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間が平成18年以降に短縮化しているのは、前記のとおり、過払金返還請求訴訟では早期に終局する事件が多いことの影響であると推測される。

【図10】平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



○ 審理期間別の事件数等

【表11】は、審理期間別の事件の数及び割合を示したものであるが、これによれば、民事第一審訴訟（全体）の71.7%は、受理から6月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の3.6%（6848件）にとどまっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、審理期間が6月以内の事件は事件全体の60.6%であり、審理期間が2年を超える事件は全体の5.8%となっている。

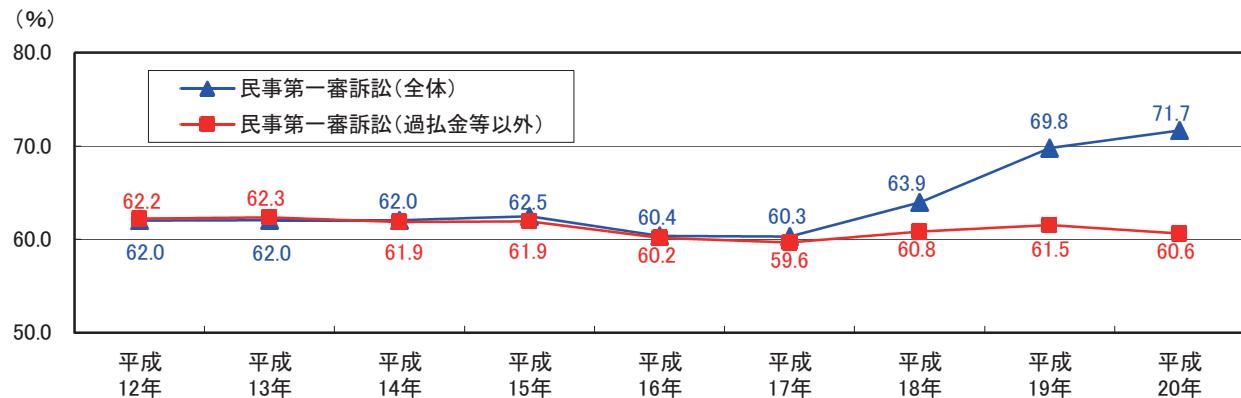
【図12】は、審理期間が6月以内の事件の割合について経年変化をみたものであるが、民事第一審訴訟（過払金等以外）ではほぼ横ばいである。他方、特に平成18年以降、民事第一審訴訟（全体）では増加傾向がみられるが、これについても、前記のとおり、過払金返還請求訴訟では早期に終局する事件が多いことの影響であると推測される。

【表11】審理期間別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	192,246	87,256
平均審理期間(月)	6.5	8.1
6月以内	137,758 71.7%	52,885 60.6%
6月超1年以内	27,684 14.4%	15,626 17.9%
1年超2年以内	19,956 10.4%	13,704 15.7%
2年超3年以内	4,774 2.5%	3,467 4.0%
3年超5年以内	1,778 0.9%	1,341 1.5%
5年を超える	296 0.2%	233 0.3%

II 民事訴訟事件の概況等

【図12】審理期間が6月以内の事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



○ 終局区分と審理期間との関係

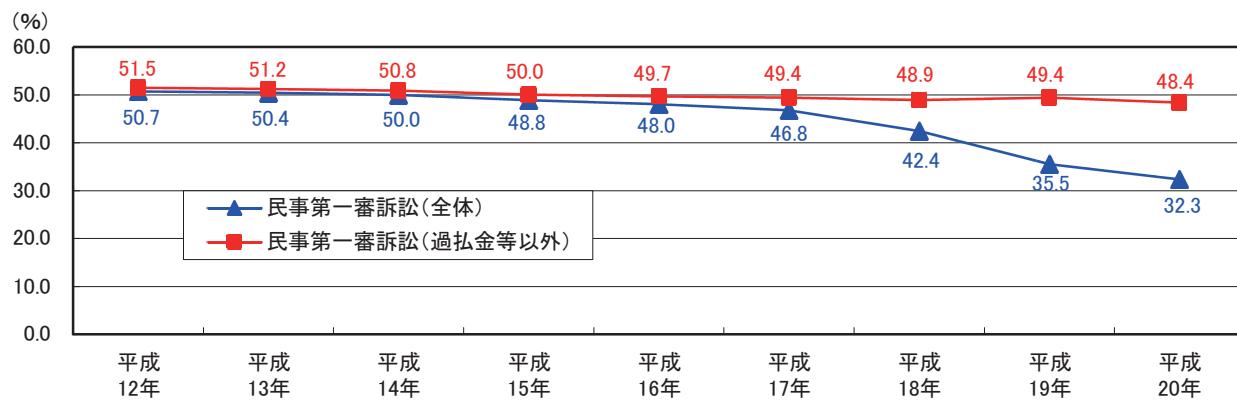
【表13】によれば、民事第一審訴訟（全体）の終局区分別の事件の割合は、判決で終局したものが32.3%，和解で終局したものが28.6%，取下げで終局したものが36.6%，それ以外の事由で終局したものが2.4%となっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の終局区分別の事件の割合は、判決で終局したものが48.4%，和解で終局したものが35.6%，取下げで終局したものが12.7%，それ以外の事由で終局したものが3.3%となっている。民事第一審訴訟（全体）では取下げの割合が明らかに高いのは、過払金返還請求訴訟では取下げで終局する事件が多いことが影響しているものと推測される。

このうち、判決、和解、取下げでそれぞれ終局した事件の割合について、経年変化をみたものが【図14】ないし【図16】である。民事第一審訴訟（過払金等以外）についてみると、判決についてはやや減少の、和解についてはやや増加の傾向がみられるものの、さほど大きな変化はなく、取下げについてはほぼ横ばいである。これに対し、民事第一審訴訟（全体）では、平成17年以降、判決については顕著な減少傾向、和解についてはやや緩やかな減少傾向、取下げについては顕著な増加傾向がみられる。過払金返還請求訴訟の影響により、取下げにより終局する事件が増加していることが統計上も表れているといえる。

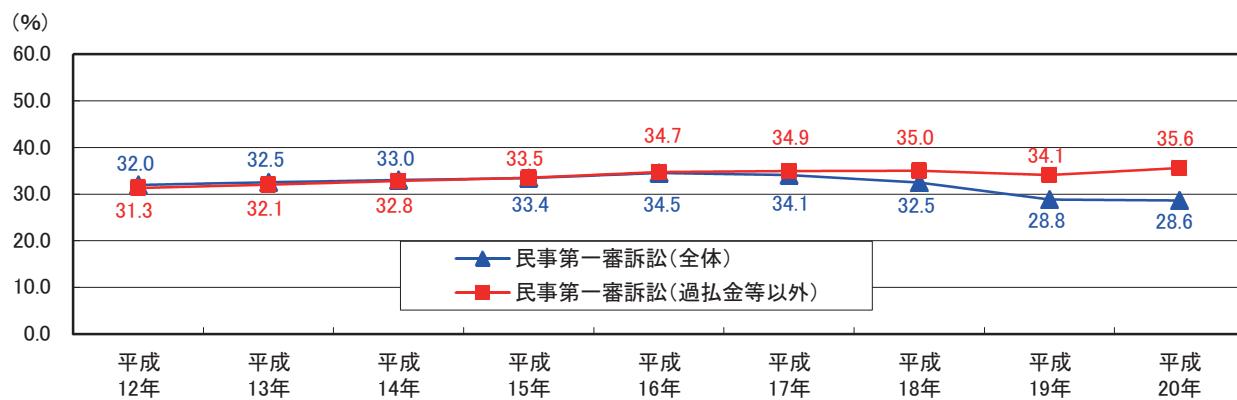
【表13】終局区分別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

終局区分	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	62,072 32.3%	42,222 48.4%
うち対席 (%は判決に対する割合)	40,417 65.1%	26,245 62.2%
和解	55,049 28.6%	31,066 35.6%
取下げ	70,458 36.6%	11,108 12.7%
それ以外	4,667 2.4%	2,860 3.3%

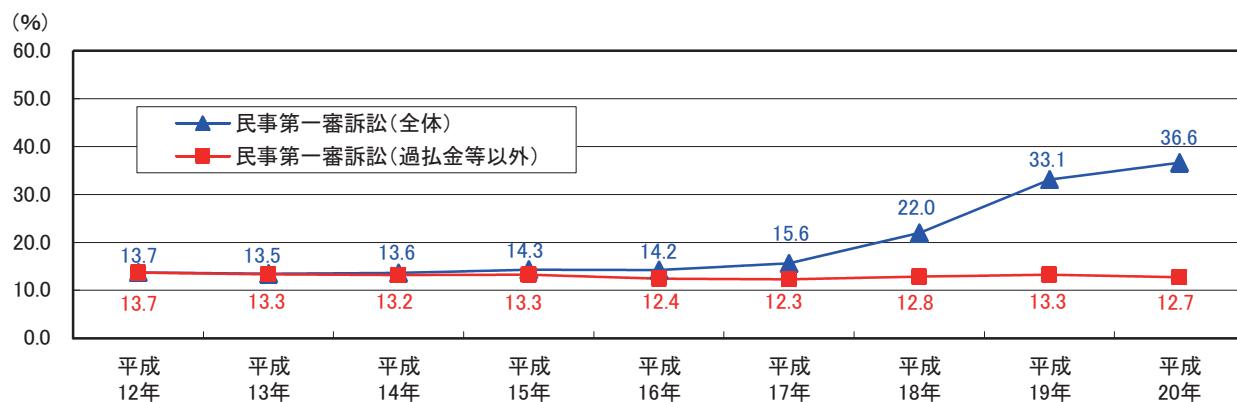
【図14】終局事由別の事件割合[判決](民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図15】終局事由別の事件割合[和解](民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図16】終局事由別の事件割合[取下げ](民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



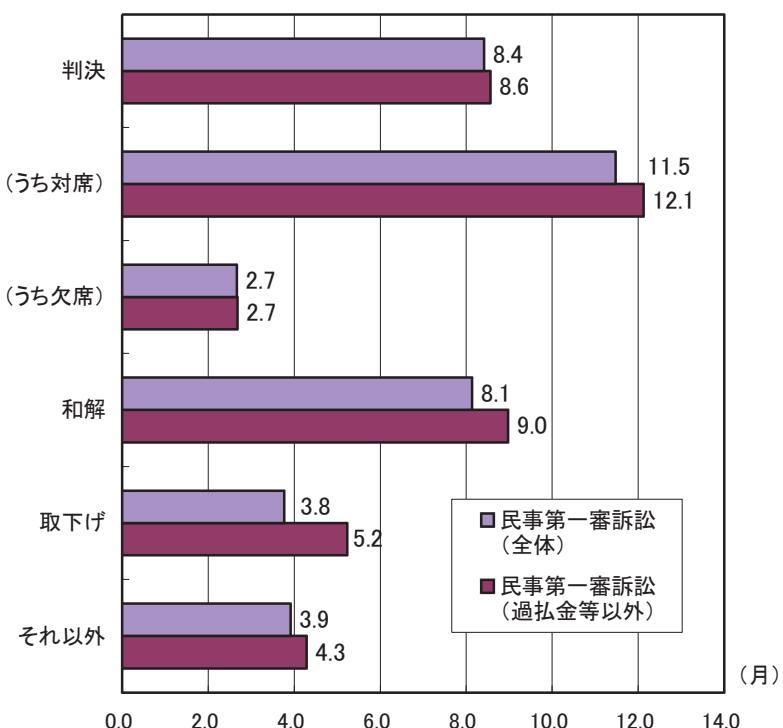
II 民事訴訟事件の概況等

【図17】は、終局区分別の平均審理期間を示したものであるが、これによれば、民事第一審訴訟（全体）の判決で終局した事件の平均審理期間は8.4月（対席事件^{*8}では11.5月、欠席事件では2.7月）、和解で終局した事件の平均審理期間は8.1月、取下げで終局した事件の平均審理期間は3.8月である。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）について、判決で終局した事件の平均審理期間は8.6月（対席事件では12.1月、欠席事件では2.7月）、和解で終局した事件の平均審理期間は9.0月、取下げで終局した事件の平均審理期間は5.2月である。民事第一審訴訟（全体）について、取下げで終局した事件の平均審理期間が民事第一審訴訟（過払金等以外）より短いのは、過払金返還請求訴訟では早期の取下げで終局する事件が多いことが影響しているものと考えられる。

○ 訴訟代理人の選任状況

【表18】は、訴訟代理人の選任状況を示したものであるが、民事第一審訴訟（全体）では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件は、全体の30.4%であり、原告側に訴訟代理人が選任されている事件の割合は70.5%，被告側に訴訟代理人が選任されている事件の割合は34.8%となり、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかつた事件の割合は25.1%である。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件は、全体の39.8%であり、原告側に訴訟代理人が選任されている事件の割合は75.4%，被告側に訴訟代理人が選任されている事件の

【図17】終局区分別の平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【表18】訴訟代理人の選任状況(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	58,433 30.4%	34,687 39.8%
原告側のみ訴訟代理人	77,155 40.1%	31,085 35.6%
被告側のみ訴訟代理人	8,426 4.4%	3,314 3.8%
本人による	48,232 25.1%	18,170 20.8%

*8 事件票において、「対席事件」とは、「被告側当事者の口頭弁論期日における弁論」があった事件を指しており、被告が出頭して弁論をした場合だけでなく、不出頭であるが事前に答弁書を提出していたため、その記載事項を陳述したものとみなされた場合（いわゆる擬制陳述）をも含んでいる。これに対し、「欠席事件」には、①適法な呼出し（公示送達による呼出しを除く。）がされたのに、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかつたため、訴状の記載事実を自白したものとみなされた場合（いわゆる擬制自白）や、②公示送達による呼出しがされ、被告が答弁書等を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかつた場合が含まれる。

割合は43.6%となり、当事者双方に訴訟代理人が選任されなかった事件の割合は20.8%である。民事第一審訴訟（過払金等以外）の数値は、第2回調査期間の際の数値とほぼ同じ傾向である（第2回報告書21頁【図10】参照）。民事第一審訴訟（全体）では、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べ、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件割合が低く、原告側にのみ訴訟代理人が選任された事件割合が高いことから、過払金返還請求訴訟においては、早期に取下げ等により終局する事件が多いため、被告側が訴訟代理人を選任しないケースが相当数存在するのではないかと推測される。

○ 審理の状況

【表19】は、平均期日回数及び平均期日間隔をみたものである。民事第一審訴訟（全体）の平均期日回数は3.4回、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均期日回数は4.5回である。平均期日回数、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数とも、民事第一審訴訟（全体）は、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べて少なくなっている。過払金返還請求訴訟では期日を重ねることなく、早期に終局する事件が多いことがうかがわれる。平均期日間隔は、民事第一審訴訟（全体）が1.9月、民事第一審訴訟（過払金等以外）が1.8月である。

【表20】によれば、民事第一審訴訟（全体）の争点整理実施率（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続が実施された事件の割合）は30.2%であるのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の争点整理実施率は37.6%である。民事第一審訴訟（過払金等以外）の数値は、第2回調査期間の争点整理実施率36.2%（第2回報告書21頁【表11】参照）よりやや増えているものの、大きな変化はみられない。民事第一審訴訟（全体）の争点整理実施率が民事第一審訴訟（過払金等以外）より低いのは、過払金返還請求訴訟においては、争点整理を実施するまでもなく終局する事件が相当数あるためであると推測される。

【表19】 平均期日回数及び平均期日間隔(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	3.4	4.5
平均口頭弁論期日回数	1.7	2.2
平均争点整理期日回数	1.6	2.3
平均期日間隔(月)	1.9	1.8

【表20】 争点整理実施率(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争点整理実施件数	58,069	32,786
実施率	30.2%	37.6%

II 民事訴訟事件の概況等

【表21】によれば、民事第一審訴訟（全体）において取り調べた平均人証数は0.3人であり、その内訳は、平均証人数が0.1人、平均本人数が0.2人である。人証調べを実施した事件に限ると、平均人証数は2.8人であり、その内訳は、平均証人数が1.1人、平均本人数が1.7人となる。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）については、平均人証数は0.5人であり、その内訳は、平均証人数が0.2人、平均本人数が0.3人であるが、人証調べを実施した事件に限ると、民事第一審訴訟（全体）と同じ数値である。なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均人証数と第2回調査期間の平均人証数は、ほぼ同じ数値となっている（第2回報告書21頁【表12】参照）。

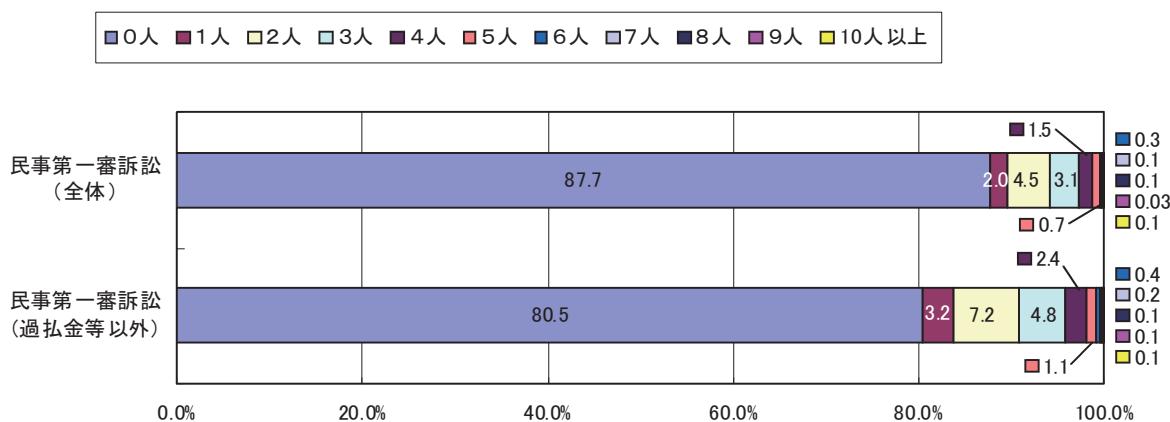
【表21】平均人証数（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人 証 調 べ 実 施 事 件	平均人証数	うち平均証人数
	0.3	0.5
	うち平均本人数	0.1
	0.2	0.2
	うち平均人証数	2.8
	うち平均本人数	1.1
	1.7	1.1
	うち平均本人数	1.7
	1.7	1.7

※ 端数処理の関係で各内訳の合計は全体の人数と必ずしも一致しない。

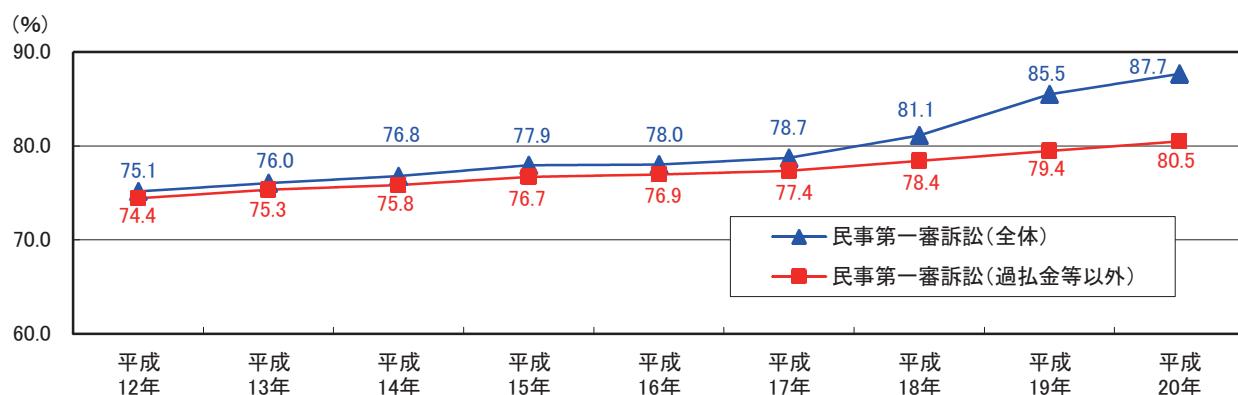
人証数の分布状況を示した【図22】によれば、民事第一審訴訟（全体）では、人証調べを実施しなかった事件が全体の87.7%を占めている（人証調べ実施率は12.3%）。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、人証調べを実施しなかった事件が全体の80.5%を占めている（人証調べ実施率は19.5%）。

【図22】人証数の分布状況（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



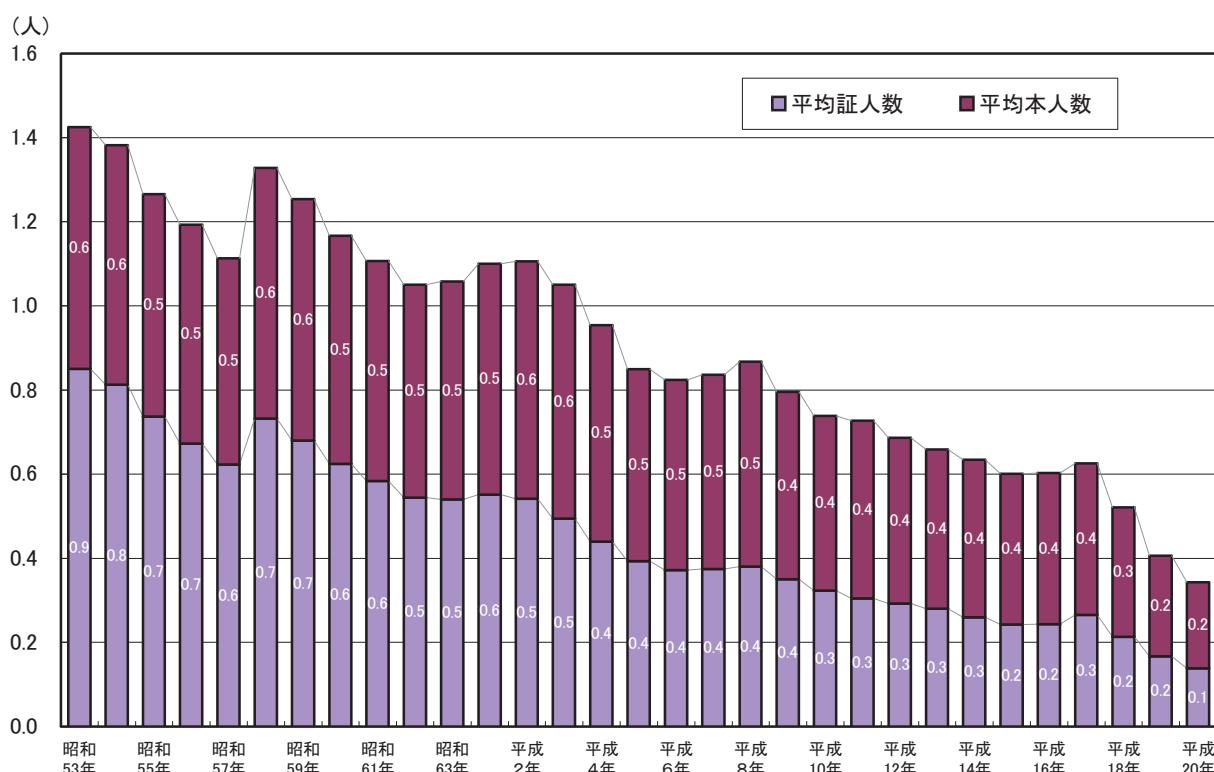
【図23】は、人証数0人（人証調べを実施しなかった事件）の事件の割合を経年変化でみたものであるが、民事第一審訴訟（過払金等以外）のうち人証調べを実施しなかった事件の割合は、緩やかな増加傾向にある。他方、民事第一審訴訟（全体）における前記割合の増加傾向はより顕著であるが、これも、前記のとおり過払金返還請求訴訟においては人証調べを要せず終局する事件が多いことの影響であると推測される。

【図23】人証数0人の事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



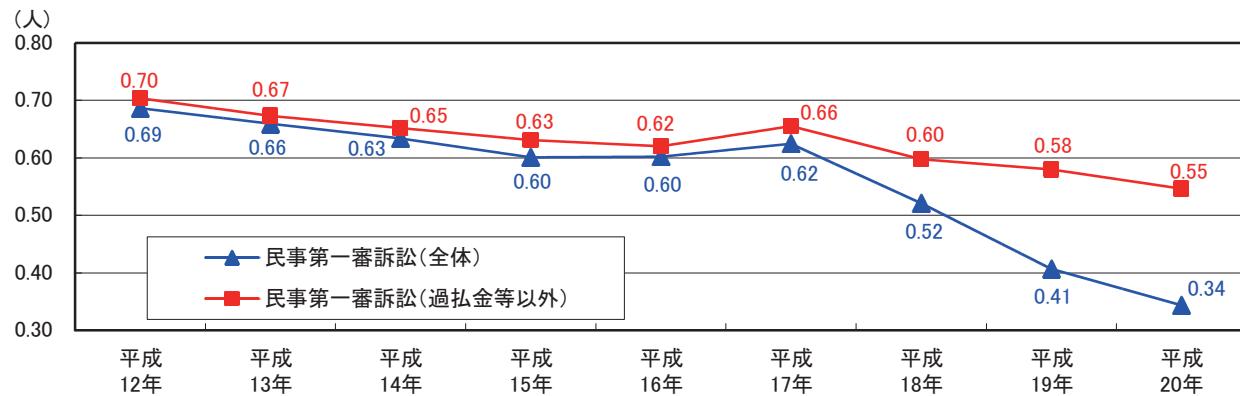
【図24】は、民事第一審訴訟事件の平均人証数の経年推移を示したものであるが、平均人証数はおおむね減少傾向にあることは、第2回調査期間の際にみられた傾向と変わらない。ただし、【図25】のとおり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均人証数の減少傾向は、民事第一審訴訟（全体）と比べて緩やかであり、民事第一審訴訟（全体）における平成18年以降の顕著な減少傾向は、前記の過払金返還請求訴訟の影響であると考えられる。

【図24】平均人証数の推移



II 民事訴訟事件の概況等

【図25】平均人証数(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



人証以外の証拠調べの状況（鑑定、検証）については、【表26】のとおりである。

【表26】鑑定及び検証実施率(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
鑑定実施率	1,117 0.6%	887 1.0%
検証実施率	203 0.1%	139 0.2%

○ 人証調べと審理期間との関係⁹

本件調査期間の既済事件のうち、人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.7月であり（【表27】）、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（6.5月）の3倍近くとなっている。第2回調査期間の既済事件のうち、人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.8月（第2回報告書24頁【図18】参照）であり、若干短くなったものの、事件全体の平均審理期間より10月以上長いという傾向は変わらない。

【表27】によれば、人証調べを実施した事件の平均人証調べ期間¹⁰は0.7月にとどまり、上記の平均審理期間（18.7月）に対する割合は3.6%にすぎない。第2回調査期間の際の数値は、それぞれ0.9月、4.8%（第2回報告書23頁参照）であり、人証調べに要する時間が審理期間全体の中で占める割合は小さいという傾向に変化はない。

【表27】人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	18.7
平均人証調べ期間(月)	0.7

*9 人証調べ実施事件についての統計データについては、原則として民事第一審訴訟（全体）についてのデータの分析を行う。これは、過払金返還請求訴訟の多くは、人証調べを実施せずに終局に至るため、人証調べ実施事件に限定したデータは過払金返還請求訴訟の増加による影響を受けにくいと考えられるためである（前掲【表21】参照）。

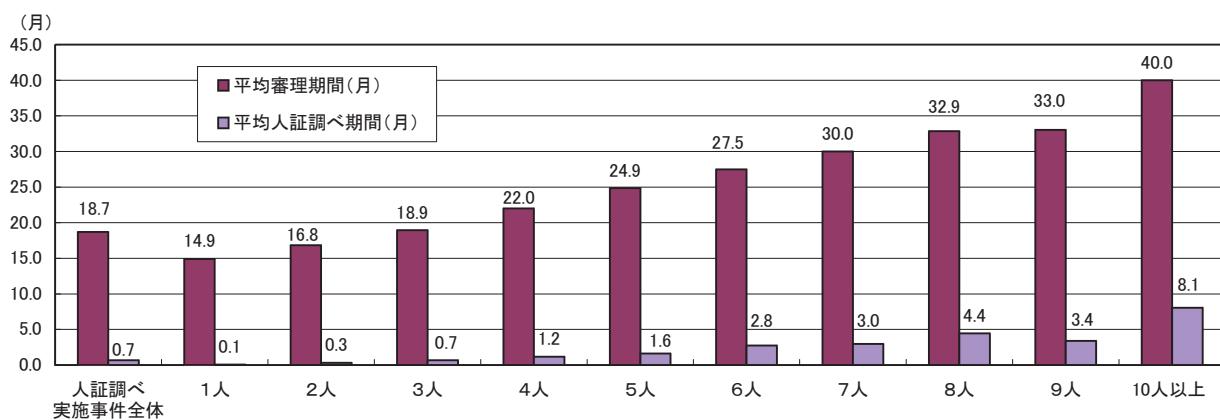
*10 「人証調べ期間」は、「人証調べ開始日」（最初の人証調べを実施した日）から「人証調べ終了日」（最後の人証調べを実施した日）までの期間を指している。1日で人証調べが終了した場合には、0.03月として算定している。また、人証調べ開始日と終了日との間に争点整理手続や和解のための期間が入っていても、人証調べ期間は、それを含んだ長さの期間として算定されている。

また、【表28】によれば、人証調べを実施した事件の平均全期日回数は10.4回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は4.8回、平均争点整理期日回数は5.6回である。人証調べが実施された期日の平均回数（平均人証調べ期日回数）は1.3回であり、その平均全期日回数に対する割合は12.5%，平均口頭弁論期日回数に対する割合は27.1%にとどまっている。第2回調査期間の人証調べを実施した事件の平均全期日回数は10.3回、平均口頭弁論期日回数は5.0回、平均争点整理期日回数は5.3回、平均人証調べ期日回数は1.4回であり（第2回報告書23頁【表17】参照）、ほぼ同様の傾向である。

第2回報告書においては、人証調べ期間及び人証調べ期日回数と審理期間等との関係を分析した結果、人証数の多い事件ほど審理期間が長くなるのは、人証調べのための期間及び期日回数が増加することも影響しているが、争点整理のための期間並びに口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数が増加していることの影響の方が大きいことを指摘した（第2回報告書26頁、29頁）。そこで、以下でも同様に、人証調べ期間及び人証調べ期日回数と審理期間等との関係をみるとこととする。

【図29】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものであり、おおむね人証数の多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長くなる傾向がある。これは、第2回調査期間の際の傾向と変わらない（第2回報告書24頁【図18】参照）。また、平均人証調べ期間の平均審理期間に対する割合は低く、人証調べに相当の時間を要すると考えられる人証数が10人以上の事件であっても20%余りである。さらに、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅より顕著に小さくなっている（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間は10.0月増加しているが、平均人証調べ期間は1.5月しか増加していない。）、人証数の増加による平均審理期間の増加は、主として人証調べ以外の期間が増加することによるものと考えられる。

【図29】人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間

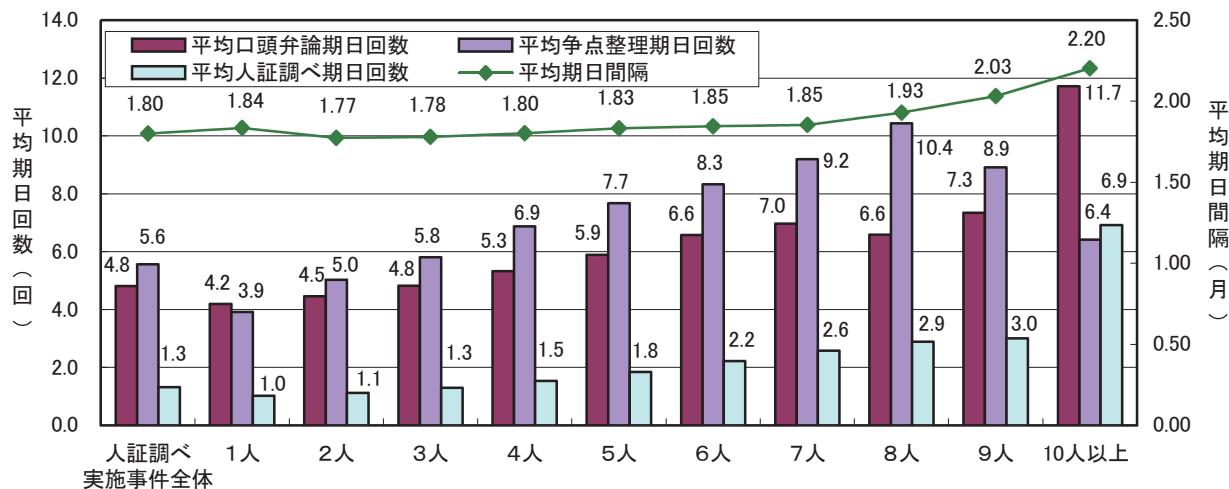


人証数別の平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数、平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図30】によれば、人証数が8人に至るまでは、人証数が増加するに従い、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するという傾向がある。人証調べを実施した事件全体の大部分を占める人証数が5人までの事件では、平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数

II 民事訴訟事件の概況等

の増加幅が、平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っており、この点については、前掲【図29】にみられた傾向とも一致する。人証数が9人、10人以上の事件については、平均争点整理期日回数は減少する傾向があるが、平均口頭弁論期日回数は増加する傾向がある。人証数が多い事件の中には、社会的耳目を集め大規模な訴訟が多く含まれている可能性があり、このような訴訟では、争点整理も口頭弁論期日で行う場合があるためであると推測される。他方、平均期日間隔については、人証数が8人を超えると長くなる傾向があるものの、期日回数の増加傾向に比べれば、さほど変化がみられない。

【図30】人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔



以上によれば、第2回報告書で指摘したところと同様、人証数が増加するに従って審理期間や期日回数が増加する傾向があるが、その審理期間や期日回数の増加については、人証調べに要する期間や期日の増加による影響はさほど大きくななく、争点整理等の手続に要する期間や期日の増加による影響が大きいといえる。

○ 集中証拠調べの状況

第2回報告書においては、人証調べの実施状況を分析した結果、集中証拠調べの実施の浸透、定着がうかがわれるなどを指摘した（第2回報告書30頁）。そこで、以下でも同様に人証調べの実施状況に関するデータをみるとこととする。

【表31】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであるが、これによると、人証調べを実施した事件の77.9%（1万8440件）が1回の期日で、94.6%（2万2397件）が2期日以内で人証調べを終えている。第2回調査期間では、人証調べを実施した事件の74.0%が1回の期日で、92.7%が2期日以内で人証調べを終えており、ほぼ同様の傾向である（第2回報告書30頁【表26】参照）。

前掲【図30】の人証数別の平均人証調べ期日回数を見ると、平均人証調べ期日回数は、人証数1人から5人までの事件で1回以上2回未満、6人から8人までの事件で2回以上3回未満、9人の事件で3.0回、10

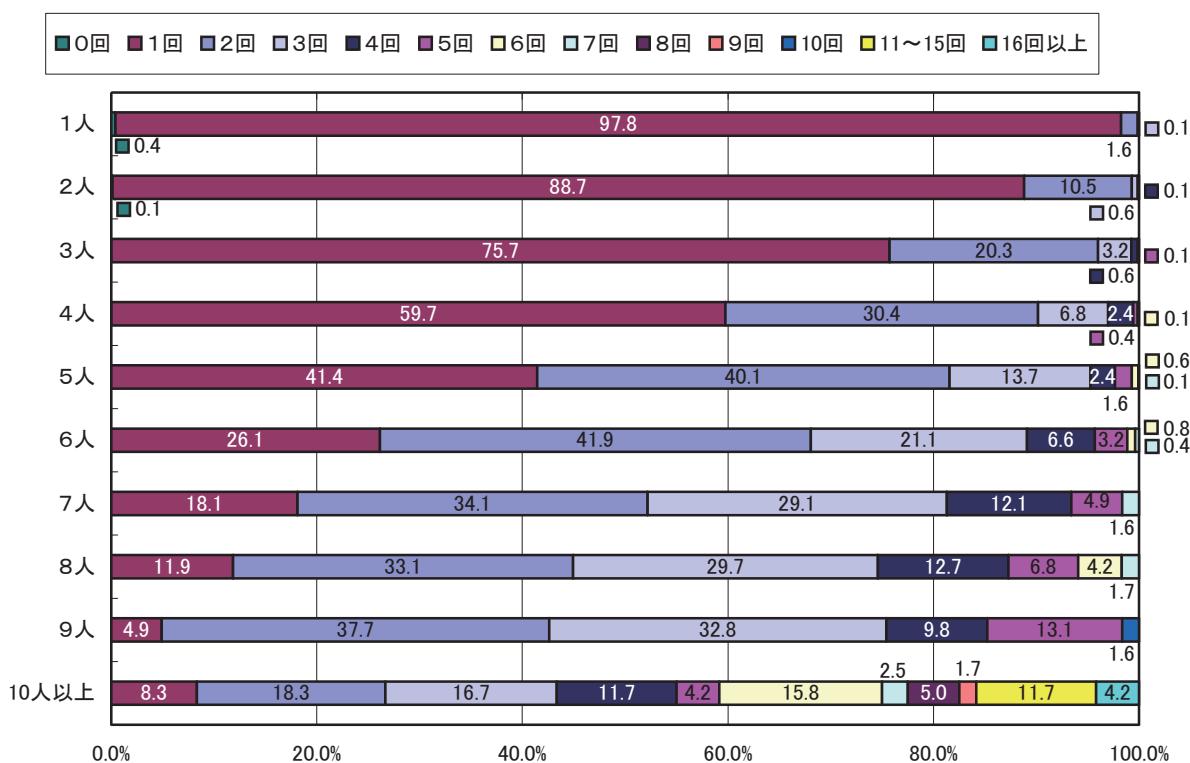
【表31】人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	18,440	77.9%
2回	3,957	16.7%
3回	863	3.6%
4回	240	1.0%
5回	89	0.4%
6回	38	0.2%
7回	13	0.1%
8回	6	0.03%
9回	3	0.01%
10回	1	0.004%
11～15回	15	0.1%
16回以上	5	0.02%
合計	23,670	100.0%

人以上の事件で6.9回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。この傾向は、第2回調査期間とおおむね同様である（第2回報告書29頁【図24】参照）。また、前掲【図29】の人証数別の平均人証調べ期間を見ると、人証数7人までの事件の平均人証調べ期間は3月以下となっている。なお、第2回調査期間では、人証数5人までの事件の平均人証調べ期間は3月末満となっており（第2回報告書24頁【図18】参照）、本件調査期間では、平均人証調べ期間が全体的に若干短縮される傾向がある。

他方、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図32】によれば、人証調べを1回の期日で終えた事件の割合は、人証数が1人の事件では97.8%、2人の事件では88.7%、3人の事件では75.7%となっており、第2回調査期間に引き続いて、1回の期日で証拠調べを終える事件割合が高い（第2回報告書30頁【図27】参照）。

【図32】人証数別の人証調べ期日回数の分布状況



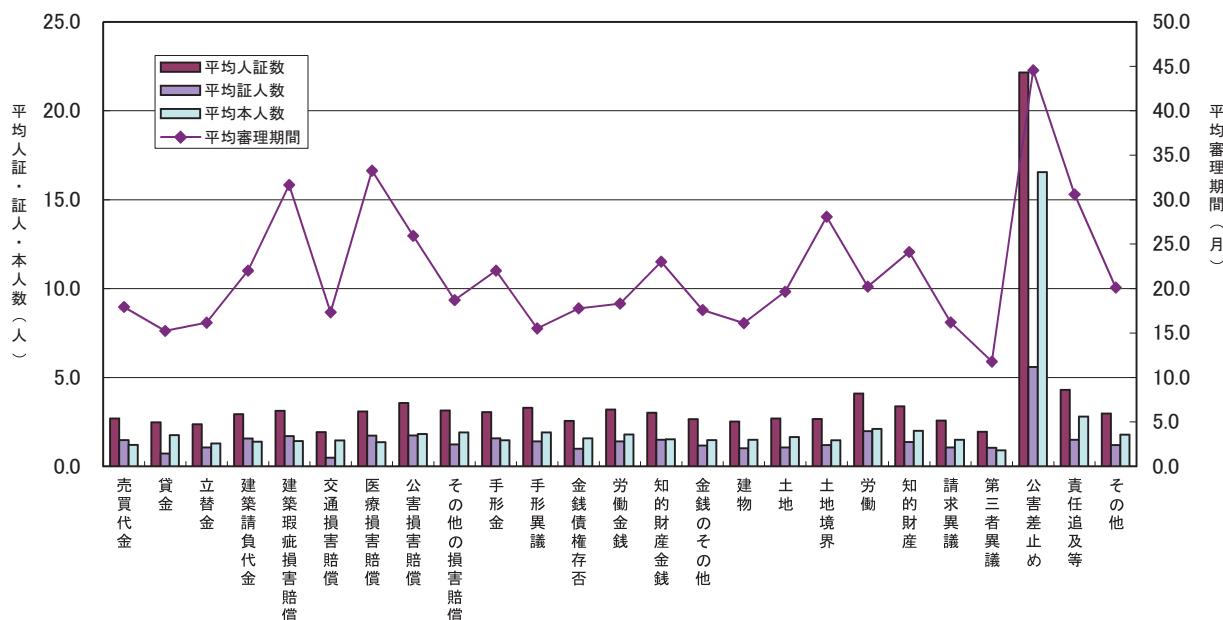
以上によれば、統計データからも、第1回、第2回調査期間に引き続き、集中証拠調べが実施されていることが裏付けられていると考えられる。

○ 事件類型別の人証調べ期間等の状況

【図33】は、人証調べを実施した事件について、事件類型別の平均人証数並びにその内訳である平均証人數及び平均本人数を示したものである。「公害差止め」の平均人証数が突出して高く、続いて「責任追及等」、「労働」の順である。第2回調査期間において多かった「建築瑕疵損害賠償」、「医療損害賠償」についても（第2回報告書31頁【図28】参照）、3.1人と依然として多い傾向にある。

II 民事訴訟事件の概況等

【図33】人証調べを実施した事件における事件類型別の平均人証数等

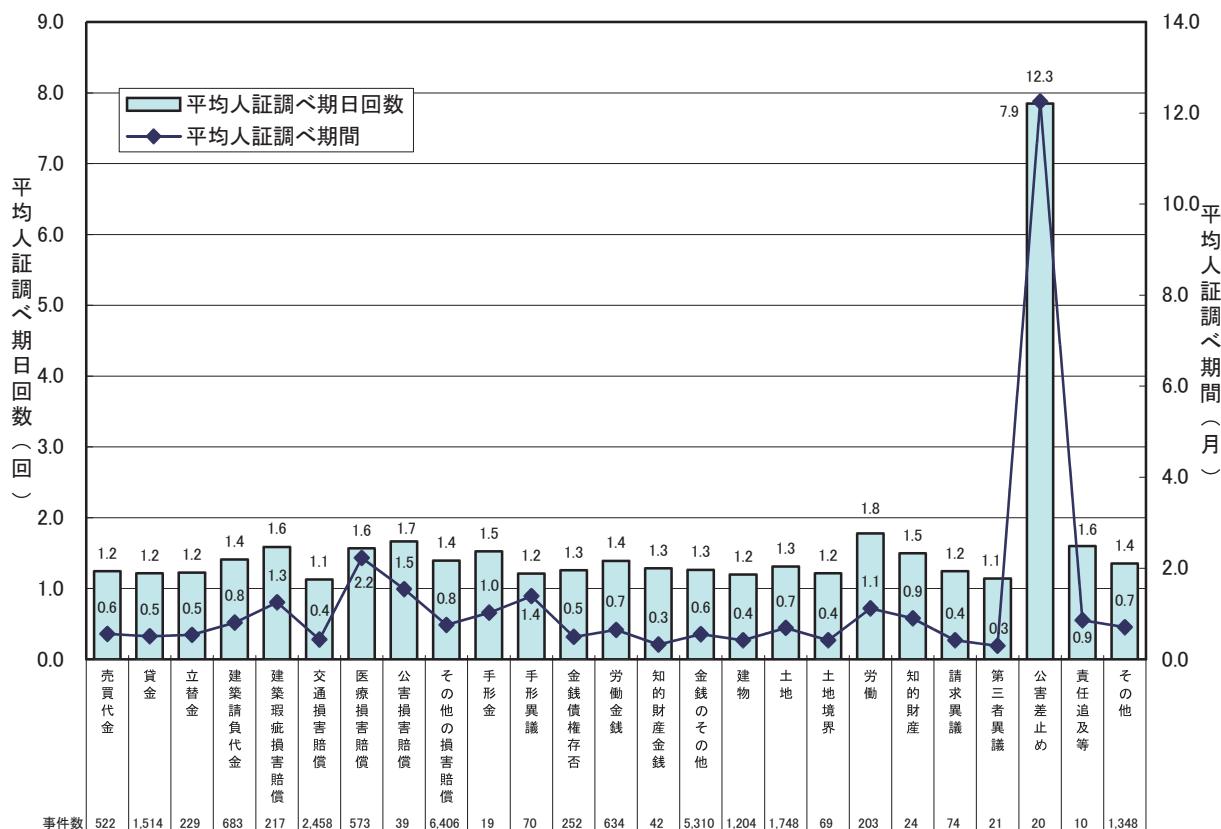


※ 人事を目的とする訴えについては、脚注5のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成20年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、グラフには載せていない。

事件の種類	審理期間		人証調べ	
	平均審理期間(月)	平均人証数	うち平均証人人数	うち平均本人数
総 数	18.7	2.8	1.1	1.7
売買代金	17.9	2.7	1.5	1.2
貸 金	15.2	2.5	0.7	1.8
立替金	16.2	2.4	1.1	1.3
建築請負代金	22.0	2.9	1.6	1.4
建築瑕疵損害賠償	31.6	3.1	1.7	1.4
交通損害賠償	17.3	1.9	0.5	1.5
医療損害賠償	33.3	3.1	1.7	1.4
公害損害賠償	25.9	3.6	1.7	1.8
その他の損害賠償	18.7	3.1	1.2	1.9
手形金	22.0	3.1	1.6	1.5
手形異議	15.5	3.3	1.4	1.9
金銭債権存否	17.8	2.6	1.0	1.6
労働金銭	18.3	3.2	1.4	1.8
知的財産金銭	23.0	3.0	1.5	1.5
金銭のその他	17.6	2.7	1.2	1.5
建 物	16.1	2.5	1.0	1.5
土 地	19.7	2.7	1.1	1.6
土 地 境 界	28.1	2.7	1.2	1.5
労 働	20.2	4.1	2.0	2.1
知 的 財 産	24.1	3.4	1.4	2.0
請 求 异 議	16.2	2.6	1.1	1.5
第 三 者 异 議	11.8	2.0	1.0	0.9
公害差止め	44.6	22.2	5.6	16.6
責 任 追 及 等	30.6	4.3	1.5	2.8
離 婚	47.8	3.4	1.2	2.2
離 縁	-	-	-	-
認 知	-	-	-	-
親 子 関 係	-	-	-	-
人 事 の そ の 他	-	-	-	-
そ の 他	20.1	3.0	1.2	1.8

【図34】は、事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間を示したものである。事件数の少ない「公害差止め」(20件)、「公害損害賠償」(39件)及び「責任追及等」(10件)を除くと、平均人証調べ期日回数は、「労働」が1.8回、「建築瑕疵損害賠償」が1.6回、「医療損害賠償」が1.6回と多く、平均人証調べ期間は、「医療損害賠償」が2.2月と最も長い^{*11}。

【図34】事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間



※ 人事を目的とする訴えについては、脚注5のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成20年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、載せていない。

*11 「責任追及等」は、いわゆる株主代表訴訟であり、具体的には、会社法847条3項又は5項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴え、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項又は4項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴えを指す。

II 民事訴訟事件の概況等

○ 上訴率等

(上訴率及び上訴事件割合)

【表35】によれば、民事第一審訴訟（全体）の上訴率^{*12}は14.7%であり、上訴事件割合^{*13}は4.8%である^{*14}。一方、民事第一審訴訟（過払金等以外）の上訴率は14.6%であり、上訴事件割合は7.0%である。上訴率は、第2回調査期間に比べ、やや下がっている（第2回調査期間は16.8%。第2回報告書33頁【表30】参照）。なお、上訴率は、第一審の判決に対する不服申立ての割合を示すのに対し、上訴事件割合は、第一審に係属し終局した全事件のうち、第一審で確定せずに上訴審に移行した事件の割合を示している。

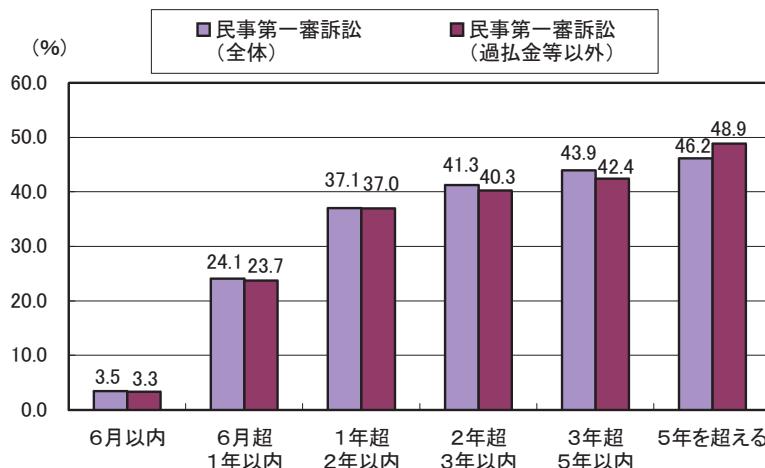
【表35】上訴率及び上訴事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

事件の種類	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
上訴率	14.7%	14.6%
上訴事件割合	4.8%	7.0%

(審理期間別・期日回数別の上訴率)

審理期間別の上訴率を示した【図36】及び全期日回数別の上訴率を示した【図37の1】、【図37の2】によれば、民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外）のいずれにおいても、審理期間が長い事件ほど、あるいは期日回数が多い事件ほど、おおむね上訴率が高くなる傾向がある。これらは、第2回調査期間における傾向と同様である（第2回報告書34頁【図31】、【図32】参照）^{*15}。審理期間が長く、期日回数が多い事件ほど、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件等が多く含まれるため、上訴率が高くなるものと推測される。

【図36】審理期間別の上訴率（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



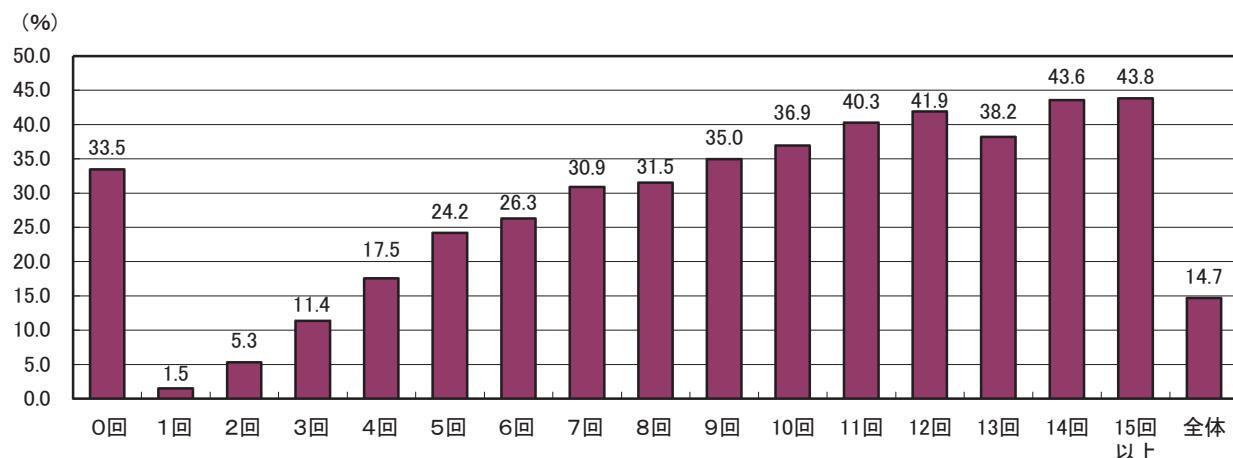
*12 「上訴率」は、判決で終局した事件のうち上訴（ここでは控訴）がされた事件の割合である。

*13 「上訴事件割合」は、判決以外の事由で終局した事件をも含む全既済件数に対する上訴がされた事件の割合である。

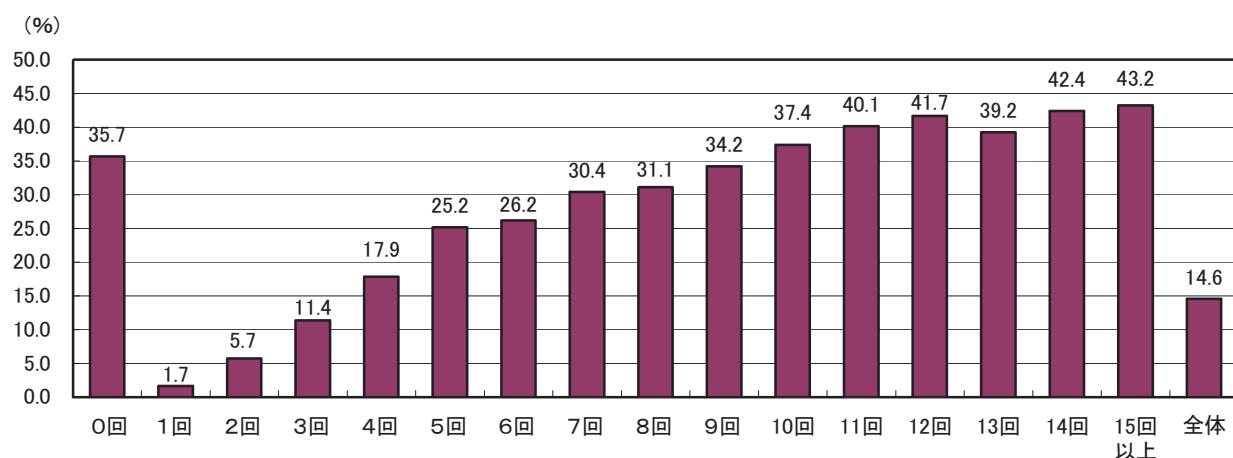
*14 本文に掲げた上訴率及び上訴事件割合の母数となる事件には、被告が口頭弁論に出頭しないまま請求認容判決（いわゆる欠席判決）がされた事件や自白に基づく判決がされた事件がなど実質的な争いのない事件も含まれている。

*15 全期日回数0回の事件の上訴率は3割を超え、かなり高くなっているが、全期日回数0回の事件は、いずれも、口頭弁論を経ないで訴え却下の判決をしたケース（民事訴訟法140条。訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。）であり、このような形で訴えを却下されたことを不服として控訴をすることが多いものと思われる。

【図37の1】全期日回数別の上訴率(民事第一審訴訟(全体))



【図37の2】全期日回数別の上訴率(民事第一審訴訟(過払金等以外))

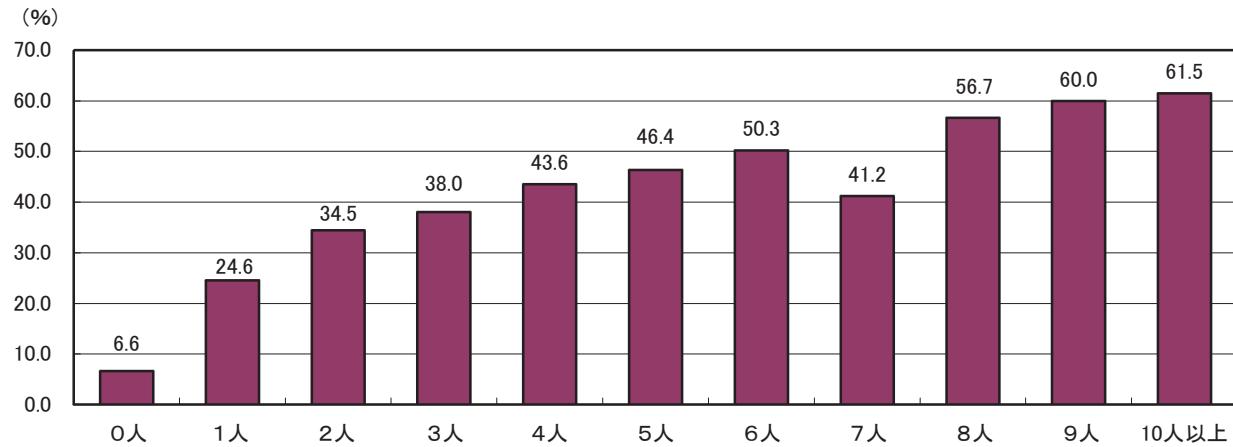


(人証数別の上訴率)

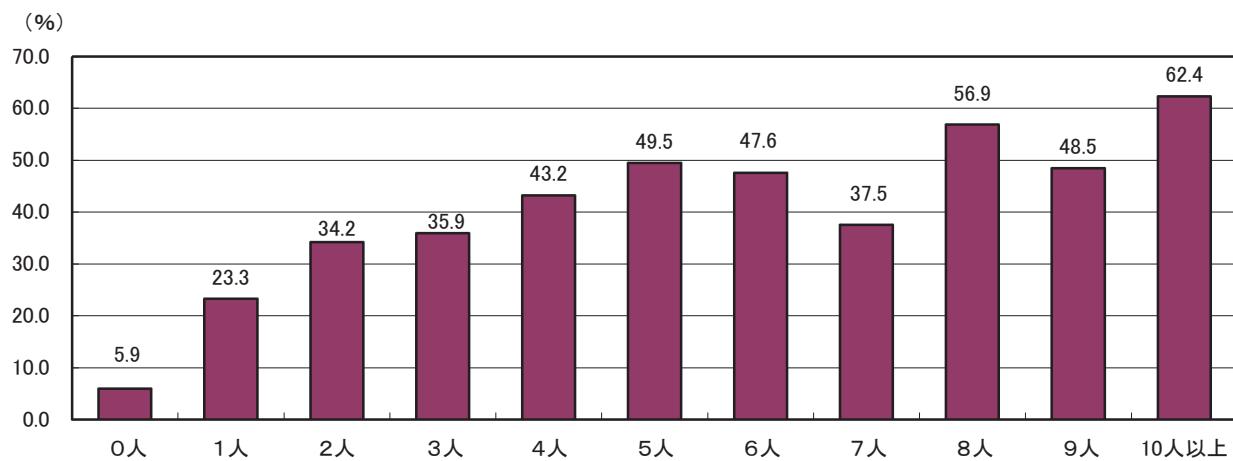
【図38の1】は、民事第一審訴訟（全体）の人証数別の上訴率を示したものである。人証数が7人の事件を除き、人証数が多い事件ほど上訴率が高くなっている。人証数の多い事件には、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件等が多く含まれるからではないかと推測される。他方、人証調べが実施されなかった事件の上訴率が6.6%と低くなっているが、人証調べが実施されなかった事件には、いわゆる欠席判決や自白に基づく判決がされた事件など実質的な争いのない事件が多数含まれているためであると推測される。そして、民事第一審訴訟（過払金等以外）の人証数別の上訴率についても（【図38の2】）、多少のばらつきはあるものの、人証数が多い事件ほど上訴率が高くなる傾向があり、また、人証調べが実施されなかった事件の上訴率は5.9%と前記同様にやはり低くなっている。

II 民事訴訟事件の概況等

【図38の1】人証数別の上訴率(民事第一審訴訟(全体))



【図38の2】人証数別の上訴率(民事第一審訴訟(過払金等以外))

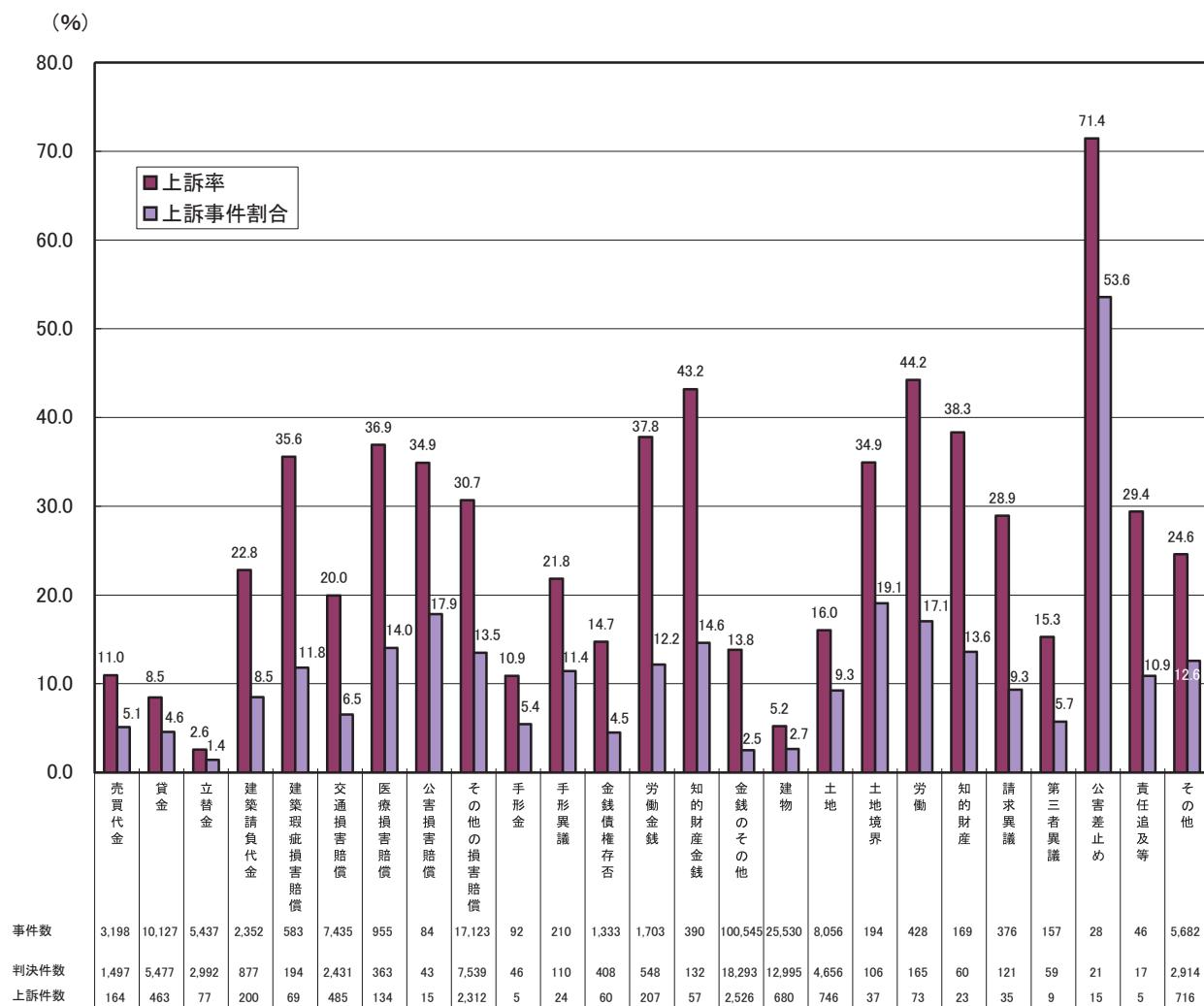


(事件類型別の上訴率)

【図39】は、民事第一審訴訟事件の事件類型別の上訴率及び上訴事件割合を示したものである。上訴率が比較的高い事件類型は、「公害差止め」(71.4%)、「労働」(44.2%)、「知的財産金銭」(43.2%)、「知的財産」(38.3%)、「労働金銭」(37.8%)、「医療損害賠償」(36.9%)、「建築瑕疵損害賠償」(35.6%)等であり、第2回調査期間の際とほぼ同様の傾向である(第2回報告書35頁【図34】参照)。これらは、いずれも事案の内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件が多いためではないかと推測される^{*16}。

*16 「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」については、当事者間の感情的対立が激しいことも影響しているものと考えられる。また、「労働金銭」についても、当事者間の対立が激しいことが影響していることが考えられる(後記V2.5, 3.6, 5.3参照)。

【図39】事件類型別の上訴率及び上訴事件割合



※ 人事を目的とする訴えについては、脚注5のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成20年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、載せていない。

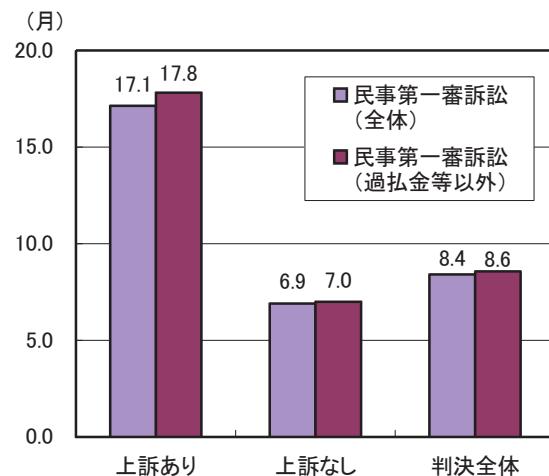
○ 上訴の有無別の平均審理期間等

【図40】は、上訴の有無別に第一審の平均審理期間を示したものである。これによれば、民事第一審訴訟(全体)のうち上訴がされた事件の平均審理期間(17.1月)は、上訴がされなかつた事件の平均審理期間(6.9月)の2倍以上となっている。また、上訴の有無別に審理期間の分布状況を示した【図41】によれば、民事

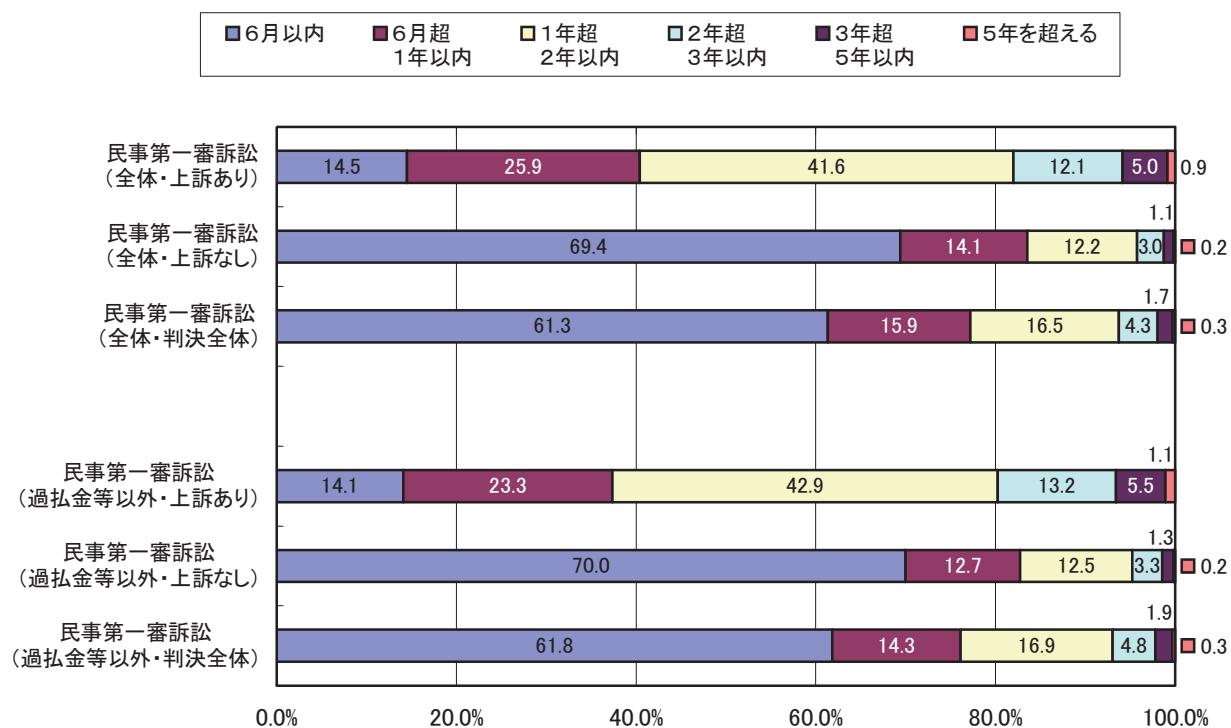
II 民事訴訟事件の概況等

第一審訴訟（全体）のうち、上訴がされた事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が59.6%、2年を超える事件の割合が18.0%となっているが、上訴がされなかった事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が17.1%にとどまるのに対し、6月以内の事件の割合が69.4%に上っている。さらに、民事第一審訴訟（過払金等以外）の判決で終局した事件についても、【図40】によれば、上訴がされた事件の平均審理期間（17.8月）は、上訴がされなかった事件の平均審理期間（7.0月）の2倍以上となっている。また、【図41】によれば、上訴がされた事件の審理期間についても、民事第一審訴訟（全体）とおおむね同様の傾向がみられる。

【図40】 上訴の有無別の平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

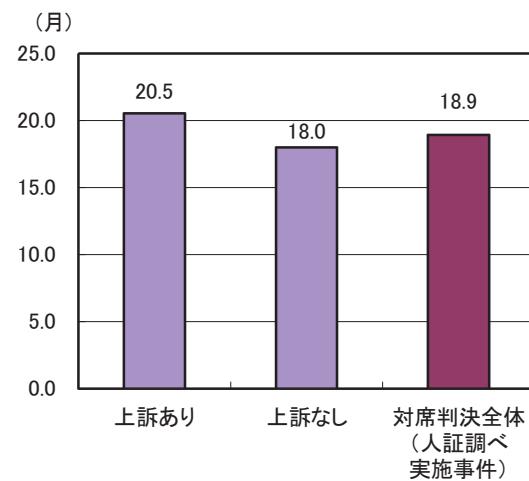


【図41】 上訴の有無別の審理期間の分布状況(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

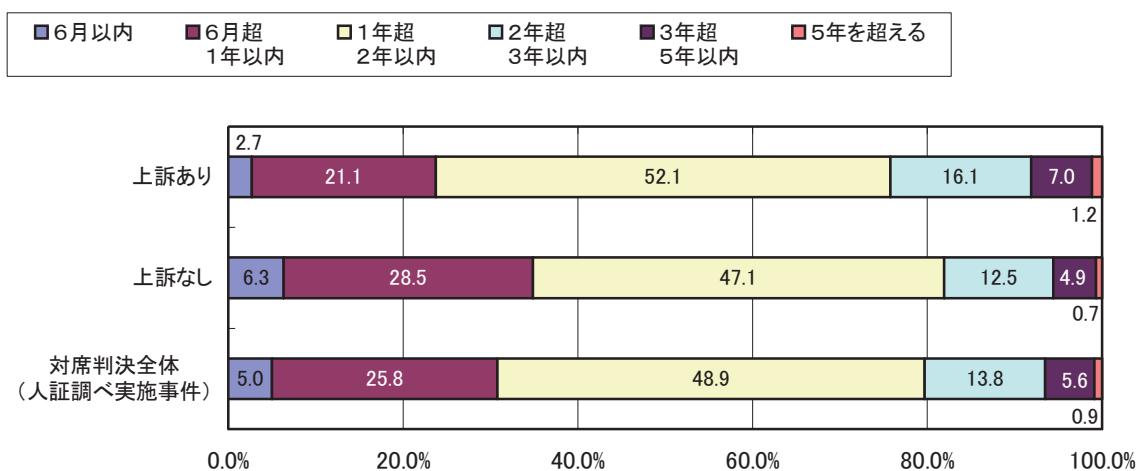


さらに、民事第一審訴訟事件のうち、人証調べを実施し、判決で終局した対席事件^{*17}について上訴の有無別の平均審理期間を示した【図42】によれば、上訴がされた事件の平均審理期間は20.5月であるのに対し、上訴がされなかった事件の平均審理期間は18.0月となっている。また、同じ事件について、上訴の有無別に審理期間の分布状況を示した【図43】によれば、上訴がされた事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が76.3%，2年を超える事件の割合が24.2%であり、6月以内の事件の割合は2.7%となっているのに対し、上訴がされなかった事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が65.2%，2年を超える事件の割合が18.1%であり、6月以内の事件の割合は6.3%である。

【図42】人証調べを実施して判決で終局した対席事件における上訴の有無別の平均審理期間



【図43】人証調べを実施して判決で終局した対席事件における上訴の有無別の審理期間の分布状況



*17 判決で終局した事件の中には、いわゆる欠席判決がされた事件も含まれているが、このような事件は、対席事件と比べ、平均審理期間が短く（前掲【図17】参照）、実質的に争いがないことが多いため、上訴率は低い。また、対席事件であっても、被告が原告の請求原因事実を争わない事件（自白事件）は、実質的な争いがなく、上訴率は低い。このような事件を除外したものが、人証調べを実施し（自白事件では人証調べを実施しないことが多い。）、判決で終局した対席事件である。